

平成28年12月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成28年12月5日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成28年12月5日 午前9時宣告（第4日）

応招議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 寿子
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応招議員 な し

出席議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 寿子
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	チーム佐川推進課長	片岡 雄司
副町長	村田 豊昭	教育次長	吉野 広昭
教育長	川井 正一	産業建設課長兼農業委員会事務局長	公文 博章
会計管理者	真辺 美紀	健康福祉課長	岡崎 省治
総務課長	横山 覚	町民課長	麻田 正志
税務課長	田村 秀明	国土調査課長	廣田 郁雄
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局長	渡辺 公平

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成28年12月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成28年12月5日 午前9時開議

日程第1 一般質問

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。
日程第1、一般質問を行います。
一般質問は通告順とします。
6番、松浦隆起君の発言を許します。

6番（松浦隆起君）

おはようございます。6番、松浦隆起でございます。通告に従いまして3点にわたり一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

1点目に、町長の政治姿勢について、お伺いをいたします。

町長と私たち議会の任期も、この10月を過ぎまして1年を切つてまいりました。そして、この12月定例会も含め、残された議会はあと4回となりました。そこで本日は、この時点において、町長の掲げられた公約の進捗状況等も含めて、町長の政治姿勢についてお伺いをしたいと思っております。多少、率直な物言いになる点もあるかもわかりませんが、御容赦いただきましてお答えいただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

3年前、選挙後初めての議会となる12月定例会におきまして、目指すまちづくりや公約等についてお聞きをいたしました。そのときの内容を踏まえながらお聞きをしたいと思います。

まず町長の目指すまちづくりのビジョン、そして町長が目指すまちづくり、具体的な町の形についてお聞きをいたしました。ただそのときの私の率直な感想は、こういった町をつくりたいというような、余り具体的にイメージをできるようなお答えではなかったというふうに思っております。

町長からは、「町と町の皆さんがしっかりと腹を割って議論をして、相手の意見を受けとめて合意形成を図っていく中で、これをやってみたい、佐川町のまちづくりにおいてこういう取り組みをしたい、こういうものにチャレンジをしていきたい、課題に対して、こうしたらいいんじゃないか、そういうアイデア一つ一つの意見を大切にしながら拾い上げて、皆さんで具体的な解決方法を考えていく。そのときに、できるだけ前向きに、こんなことをやったら将来きつとこの地域に夢が持てる、そういうことを共有しながらつくり上げ

ていく町、そういうものを具体的につくっていきたい。そのために
もこの2年間でつくる総合計画を大事にしていきたい」と、こうい
ったお答えをいただきました。

また、「佐川町が町として目指す姿を、町の人がいきいきと輝き、
みんなでまちづくりを楽しんでいる町をイメージをしています。笑顔
があふれ気持ちのいい挨拶が町中に交わされ、自立できている人が
助けを必要としている人を助け、地域に課題があれば、みんなで知
恵を出し合い解決方法を考え実行できる町。人と人のつながりが、
いろんな場面で感じられる町を、皆さんの力を結集してつくってい
きたいと考えております」というふうにも言われておりました。

例えば、子育て支援と高齢者支援、そして文教というような大き
な柱を立て、その柱を中心としたまちづくりを進めていく、そうい
った具体的な目指す町の形を示していただけるかなあと思ってお
りましたが、町長は、そういった目指す町の形自体を町長から示す
のではなくて、町の人みんなで意見を出し合いながらチーム佐川とな
ってつくり上げて目指していける、そういった町をつくりたいと、
そういったことではなかったかと私なりに理解をしております。

そこでまずお伺いをしたいと思います。この4年の任期の4分
の3を過ぎたわけですが、就任当初、町長が目指し、描いたまちづ
くりがどこまで進み、町長の目から見て、町が変わってきていると
いうふうにお考えなのか、町長の視点から、お示しをいただければ
と思います。

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。
松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃられましたように、25年の12月定例会におきま
して、私の考えるまちづくりの町のビジョンですとか、取り組みを
したいことを発表させていただきました。そのときに述べさせてい
ただいた内容については、この3年間、少しずつではありますが、
確実に一步一步前に進んでいるというふうに確信をしております。
また、どの程度まで進んだのかという御質問ですが、おおむね自分
が想定をしていた内容のとおりには進んでいるのではないかなあ
というふうに思います。

ただやはり、人が生き生きと輝く町とかですね、助け合う町とい
うのはなかなか数値ではかれるものではございませんので、例えば、

80点だとか70点だとか、点数であらわすのが難しいですが、肌で感じている温度でいくとですね、おおむね自分が目指していた方向に進んでまして、進み具合も、自分がこのぐらい進んだらいいなあといった内容では進んでいるのではないかなあというふうに思います。以上です。

6番（松浦隆起君）

目指すべき町に1歩ずつ進んでいるという実感だというお話でございました。私、町長の言われている目指すまちづくり、それからみんなの知恵を出し合い、みんなの力を結集しつくり上げていく、笑顔があふれ助け合っていくと、このことは非常に大事なことだと思っておりますし、ある意味理想的な町の姿だというふうに思います。

ただこれが、目指す町の具体的な形になるのかといえば、私自身は少し違うような気がしております、これは前町長の時代からずーっと持ち続けて言い続けているところでございますが、この4月に完成した今後10年間に向けての総合計画。さまざまな取り組みが計画の中にも入っております。その一つ一つは非常に大事なことであり、中には胸がわくわくするような取り組みもございます。

ただ一方で町民の方から、佐川町がどういった町を目指そうとしているのか、具体的なところがいま一つわかりにくいという声もお聞きをしております。そして全てが少し総花的というか、中途半端に終わりかねないねというようなことを言われる方もおられます。町民の皆さんとともに町をつくり上げていく、総合計画は粛々と進めていくと。ただその一方で、行政側の指針といいますか、柱として、これだけは徹して取り組むというものが、やはり必要なのではないかというふうに私自身は思っております。

例えば、高齢者の方と子育て世代を徹底して応援する。そのための思い切った施策、時に突飛だと思われるものもあるかも知れませんが、そういったものを立てて、そのことを核に人口増へとつなげていくと。例えばこういった、ある意味特化した形の進め方も必要なのではないかというふうに思っております。

町のみんなで知恵を出し合い、協力しながらまちづくりを行っていく、その先にどういった町の姿を描けばいいのかと、それを指し示すことも必要なことではないかと思っております。私の感性がこれ鈍いせいだと思いますが、その点が、私にはまだいま一つ見えてきてお

りません。

高齢化や人口減が見えている今のこの本町の現実の中で、楽しいまちづくりばかりを描くわけにもいきませんので、現実と向き合い、厳しい選択と決断をしなければならない部分もあると思います。そこで町長は、この総合計画の先に、行政の長としてどういった町の姿を思い描いておられるのか、お聞きをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。住民の皆様向けにお配りした、みんなで作る総合計画は、住民の皆さんが主体的に取り組んでいただけると、すごく、きっと10年間かけてじっくり取り組んでいただけると幸せな町がみんなで作れると思いますよということになってますので、少しあいまいなのかもしれません。総花的になっているのかもしれません。

松浦議員がおっしゃいましたその選挙公約という意味でいきますと、私がちょうど選挙の間にですね、法定ビラとしてお配りさせていただいた資料があります。その中に具体的に書き込んであることもあります。これは、住民の皆さんに、一緒になってやりましようと言えないこともかなりあります。行政として決断をして取り組まなければいけないということもありますので、少し御披露させていただきたいなあとと思いますが、7つの施策を立てています。文教のまち佐川の人づくり、農業を核としたまちづくり、高齢者・障害者に優しいまちづくり、子育てしやすいまちづくり、安心・安全なまちづくり、雇用創出・所得アップへのチャレンジ、新しい総合計画によるまちづくり、この7つを掲げております。

それぞれにおいて、目立つものと目立たないものがありますが、確実にこの3年間実行してきましたので、少し説明をさせていただきますと、まずやはり人づくり、文教のまちのひとづくり、これすごく大事だなあと考えておきまして、学校教育におきましては、ふるさと教育に力を入れて、行政、教育委員会、学校現場、校長先生と特にコミュニケーションを密に図りまして、ふるさと教育の大切さ、どういう内容で子どもたちに伝えるのかということを取り組みを進めてきました。この取り組みにつきましては、来年度以降も力を入れて取り組んでいかなければいけないことだなあと考えております。

また、創造性教育を養う授業を今、尾川小学校でチャレンジをし

ておりますし、社会教育としましては、町民の皆さんに先生になって
いただいて名教館で開講する自主講座ですとか、高知大学の出前
公開講座、これ3年間やっております。私が先生を務めております
が、名教館子ども論語塾、これらのことを確実にやることによって
文教のまちの底力を出していこうと、しっかりとした基礎づくりを
していこうということをやっております。

農業に関しましても、協力隊、新規就農者の獲得に向けて今、一
丸となって県とも連携をしながら進めております。あと高齢者・障
害者に優しいまちづくりということで、障害者に対してのまちづく
りに関しては、健康福祉課長には、とにかくどうすればできるのか
を考えよ、と。障害福祉というのは大変難しいです。担い手のこと
ですとか、財源的なことですとか、いろいろ難しいことがあります
が、できない言いわけを言わないようにしようと。とにかくやれる
方法があるんだから一生懸命考えようということ取り組みを具体
的にやっております。

高齢者福祉に関しましては、あったかふれあいセンターまた集落
活動センターの取り組みを今後進めていく中で、地域のつながり、
行政とのつながりを持っていく中で、つながりあいのある助け合い
のできる町をつくっていこうということをやっております。

あと、子育てしやすいまちづくりに関しましては、少し情報発信
も役場のほうがうまくいってないかなあというふうに思いますが、
中学3年生までの医療費無料化を初め病後児保育、あとファミリー
サポートセンター等、確実に進めております。保育料の見直しも行
いました。その中で、この中には産後支援ヘルパー等というふうに
書かせていただいておりますが、今、佐川町で任意の団体でありま
すわくわくクラブさんにも、いろいろな形で支えていただいております。
あと、ファミリーサポートセンターが立ち上がったばかりで
すので、どのような体制をとるのか、どういうサービスを展開する
のか、住民の皆さんに気軽にサービスを申し込んでいただけるよう
にするためには、どのような双方向の情報のやりとりが必要なのか、
このあたりをしっかりと構築することが大事だよねということで、
来年度に向けて、この情報の受け渡しについて予算化をして、しっ
かり取り組んでいこうと。佐川町は子育てしやすい町になっている
はず、周りから見ても子育てしやすい町のはずだから、それを上手
に情報発信をして、皆さんにわかってもらうようにしようというこ

とで取り組んでおります。

安心・安全なまちづくりにつきましては、防災まちづくりサロン、また家族防災会議の日、このあたりは松浦議員にもいろいろ御指導いただきまして取り組みを進めているところですが、この防災まちづくりサロンの取り組みに関しては、国も県もいろいろな市町村も、その取り組みを勉強したい、まねしたいという声は今少しずつ上がっております。この取り組みは、本当に大変な取り組みですけども、やり続けることで必ず変わっていくと思います。これは、森議員からもお話ありました。できるだけ早めにやりきってほしいということで、役場の職員のみんなが、今3年間でやるということで取り組みを進めています。

あと雇用創出、所得アップのチャレンジということで県のほうにも企業誘致のことで相談に行ったりお願いに行ったりしてまいりました。なかなか難しいなあというふうに思っておりましたが、本当に縁というのは不思議なもんだなあと思いましたが、東証1部上場の関連企業であります株式会社グローリープロダクツさんが、高知工場を佐川に構えていただくことができました。

そのほか、自伐型林業の取り組みもしています。農業振興も進めております。6次産業化に向けてチャレンジもしていきたいなあというふうに思っておりますが、このことを確実に進めていきたいと思っております。

最後の総合計画によるまちづくりは、2年間かけてしっかりと取り組みを進めてまいりましたので、ことし1年目になります。これを10年間確実にやり続けるということが大切だと思っております。

私が目指す町というのは、今7つ話をしましたが、これを確実に続けていくことによって、佐川町の具体的な町というのでも出てきます。これは行政が主体的にやることになる部分がたくさんあると思いますが、これをやり切ったから本当に幸せな町になっているというふうには、私はなかなか思えないんです。

本当に幸せな町っていうのは、そこに住む住民の一人一人が自分ごとと思っ、この町にもし問題があれば、自分にできることなのかできないことなのか、できることであつたら、少しでもいいからできることをやってみよう、できないことであれば、誰かがやることを助けてあげよう、そういうふうに見えるような町、助け合い、

つながり合いのある町ができれば、必ず幸せな町になっているんだろうなあ、いうふうに思っております。

行政がやるべきことをしっかりとやって、住民の皆さんと行政が一緒にやることは一緒にやって、住民の皆さんが、ほぼ行政の力を借りなくてもできることは住民の皆さんにしっかりとやっていただいて、この全てが相まって幸せなまちづくりが少しずつ完成形に近づいていくんだろうなあというふうに思っております。10年20年では簡単にできるとは思っておりません。一人一人がこの佐川町に対して幸せな町をイメージして、やれることをやる、助け合う、支え合う、このことが大事じゃないかなあというふうに思っております。これが、私の考える佐川町の町、まちづくりになります。以上です。

6番（松浦隆起君）

丁寧に答弁をいただきましてありがとうございます。私の質問の、先ほどしましたが、具体的に特化したということでしたけども、町長の今の御答弁では、いろんな面を全てをよくしていく、で幸せな町をつくと。この総合計画の、まじめに、おもしろく。というのは、これは幸せな町をつくっていく過程のつくり方、ある意味そういうことでもあるというふうに私は理解してるんですが。

この10年間、やり切ったあとの具体的な町というのはどういうものか私にもイメージできてませんと、今、町長がおっしゃられたと思うんですが、7つの項目をやり切った後に、幸せな町ができているであろうと。それがどういった形の、子育て世帯がすごく増えて、そういう具体的なそういう町になっているのか、非常に防災面が特化して強くなっている町か、最終的な幸せな形はまだ見えてないというふうに私は今、お聞きして捉えました。

目指しているのは幸せな町だけれども、そういう幸せな町になっているのか、それを10年間かけてつくり上げて、皆さんとともにつくり上げた結果、幸せな町をつくりたいけども、具体的な町はまだどういうふうになっていくのかということは見えてないというように、ちょっと捉えたんですが、それはちょっと、違いますかね。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。10年後の町の姿というのはですね、佐川町の多くの方が、今よりも多くの方が笑顔で生き生きと暮らしていて、気持ちのいい挨拶が町の至るところで交わされて、何か困っている人がいたら、どうしたのって声をかけて手を差し伸べる人

が多くなってる。

また、仕事に関しては、新しいことにチャレンジをしてですね、しっかりと佐川町に住みながら、例えば新しい仕事、農業であり、林業であり、それがお店を開業した形になってるかもしれませんが、新しいことにチャレンジをして、仕事を前向きに進めている人が今よりも少しでも増えてる。

障害のある方が、あ、佐川町に住んでよかったなあ、長い目で見て、本当にこの町で安心して暮らせるなあって言える人が1人でも増えてること、そういう町を目指して、10年後、そういう町の姿を目指して、今一生懸命やっています。以上です。

6 番（松浦隆起君）

多分、私の言っている部分と町長の言われている部分が少し違うんじゃないかなあというふうに。悪いとかいうことではなくて、町長はそういう形で全てのいろんな分野で、できる限りのことをやって幸せな町をつくりたいと。私があえて行政の長としてというふうに言わしていただいた部分は、例えば、出生率を上げている、そういった町、奇跡の村、町と言われているところでは、子育て世帯をしっかりと応援をして人口を増やしていく。その人口を増やすことによる財源の増によって町をしっかりとつくっていく。徹底して、この何年間かは職員の方の歳費を、給料を抑えながら、で工事もできる限り職員ができることをやって、徹底してその土台をつくろうということで、子育ての町という作り方をしながら、実際は全体の底上げをしている町もありますので、私の言っているのは若干そういうところではあるんですが、町長は、全体的にいろんな分野でやっていこうということだと思いますので、これはこれで理解をしておさめたいというふうに思います。

町長は、先ほどからお答えいただいていますのは、目指すまちづくりのために、役場がどうあるかという点についても、この3年前に次のように言われております。

町のつながりをつくり出すきっかけづくりをする組織としての役場が、生き生きと働ける職場にならなければいけません、と。町の皆さんに気持ちのいい挨拶ができ、みずから率先して地域でのつながりをつくり出せる、そういう職員になってもらいたい、と。また自発的な提案が職員から出てくるような投げかけ、問いかけをして、やりがいを持って仕事に臨むことができる環境を少しずつつくって

いきたい、と。役場が真に町のために働ける組織となるよう継続して時間をかけて取り組んでいく、と。

この3年間で、この役場内の空気それから職員の方の意識、これ、どのように変化をしてきているというふうに町長は今、感じておられますでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。なかなか表現が難しい御質問であります。3年間で、客観的といいますか、うれしかったこととしてですね、10人以上の住民の方から、役場の雰囲気明るくなったよねって、役場に入ってすぐのところでちょっと困っていると、すぐに役場の方が寄ってくれて、どうされましたかって案内をしていただけました。そのほかにも、いろいろうれしい声を住民の方から聞きました。それが、この3年間の一つ一つの取り組みの具体的な反応かなというふうに思っております。

3年間かけて役場の職員みんなには、少しチャレンジをしようとかですね、1歩前に踏み出す勇気を持って仕事に取り組もうということをお願いしております。これは予算編成方針の中にも入れて、伝えるようにしてありますが、少しずつですが、芽が出てきてます。急にぱっとこう花が咲くわけではないんですが、確実に芽は出てきております。

あいまいな表現で申しわけございませんが、役場の職員も幸せなまちづくりに向けて1歩1歩前に踏み出そうという、この芽吹きがあるんだなということで御理解をいただければなというふうに思います。以上です。

6番（松浦隆起君）

私もさまざまな場面やいろんな御要望等で職員の方とおつきあいをすることが多くありますが、佐川町職員の方は本当に、ある意味少数精鋭で本当によくやっただいていてというふうに思っております。我々議員がいくらいろんなことを要望したり、いろんなことを言っても、職員の方がやっただいかなければ町は進まない、というには私は常にそういうふうに思っております。若い町長のもとで職員の方たちの空気も軽くなっている部分もあるのではないか、それから、町長が今言われたように、意識を変えていこうということで少しずつ変わってきているというお話もありました。

ただ、1点、これは町長に怒られるかもわかりませんが、町長は

時折、みずからの思いをトップダウン的に通そうとする場面があるのではないかというのを私自身感じる具体的なこともありました。当然、町長でありますからトップダウンで指示を出すということは悪くありませんが、時に、それによって職員の方の心が折れるということもあるのでは、と心配をしております。私も会社で働いていた折に、管理職またその他の活動においてもリーダー的な立場で長年経験をさせていただきました。こちらの上司の心の置き方を変えなければ、いくら口で指示を出しても、本当の意味で職員の方の心は動かない、そういったことも私自身も痛感をいたしました。

私が経験をして実践をしてきた、押しつけるわけではありませんが、ある意味、絶対に上からというかトップダウンというか、という一方的な形はやってきませんでした。自分の中に答え、こうやるべきだということは持っていますが、従業員の方の思い、また声というものを聞いて、従業員の中からある意味答えを出して、みんなで決めてみんなでやろうという形でやってまいりました。やる気をそがないように、思いを大事にすると。決めたら、職員、社員の方に任せて、責任は自分がとっていくと。そういう組織の意識を変えていくためには、ある意味こういった自分自身の長の一念、リーダーの一念、を自分自身が変えていくことも必要なのではないかというふうに思います。今、町長が3年前に就任されて変わっていきこうということで、役場が変わっていったということですので、私も応援をしたいというふうに思います。

変わらして、次に、公約の進捗状況についてお伺いをいたします。公約につきましては、3年前の定例会におきましてお伺いをいたしました。町長は、答弁の中で4年間の中でしっかり取り組んでいきたいと。4年間で成し遂げたいと思って取り組んでも、相手のあるものも、そういう事業も、そういう公約も中にあるので、実現できないことがあるかもしれないけれども、精いっぱいやり切りたいと。先ほども公約の話も少し触れていただきました。この公約について言えば、選挙の折に選択をしていただく上で、その選ぶ基準となる大事なものであり、基本的には任期中に実現する約束ではないかというふうに思っております。

その意味で、残すところ1年を切り、どれだけ進んでいるのかということを確認をし検証をするということも、我々チェック機関の議会の立場としても大事なことはないかということで、今回質

問をさせていただいております。

具体的な点に入る前に1点、お聞きをしたいと思います。町長は、例えなくてもいいですが、船で例えれば船長であり、会社で例えれば社長に当たると思います。会社で考えた場合、社長の打ち出す方針を受けて、社員はその実現へ向けてそれぞれの部署で仕事に取り組んでいくわけです。社長の目指す会社の形、そういうものを社員と共有していなければ、目指すべき会社に育っていかないということになります。

同じく、町長の公約を本気で実現可能なものにしようとするならば、職員の皆さんが町長の掲げている公約を知っているという必要があると思います。ただ、事前に少しお話を聞いたところ、町長の公約を、先ほど町長がコピーのようなものをお持ちでしたが、そういった一覧にしたものはなくて、各課長や職員の皆さんも共有していないんじゃないだろうかというようなことを少しお聞きをしました。これは、少し驚いております。どうやって実現していくんだろうかと。

先ほど言いましたように、我々がいろんなことを言っても、やっていただくのは職員の皆さんでありますから。まして例えば予算編成方針の中で、町長公約との調整、予算編成に当たって町長公約との関連がある場合は、十分に調整を図ることとされております。各課長や職員の皆さんに公約がきちんとした形で共有されずに、どうやってこの関連があるか、というのを知って調整を図るのかと。これは少し疑問なところであります。

町長自身がきちんとした形で各課長に示して、ともに目指してもらいたいという姿勢を示すのは当然のことではありますが、各課長の方も、町長から形として示されていないければ、求めるという姿勢がなければ、これは厳しい言い方になりますが、責任のある姿勢とは言えないというふうに私は思っております。

残すところ1年を切りましたが、各課長、職員の皆さんと、町長公約が共有を、もし私が今言ったようにされていないのであれば、しっかりと一覧に示して実現するべきではないかと思っております。3年前に、私も町長に御質問させていただくときに、私の知りうる限りで集めさせていただいて、こういうふうに公約を一覧に自分なりにしました。こういうものが存在しているのかなということで、少しお聞きしましたが、何か、ないのではないかというようなことでし

たので、この点についてお伺いをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まず初めに、松浦議員からのトップダウンがっていう話ありましたが、まだまだ 48 歳でして人間できておりませんので、時々はあるのかもしれませんが。反省をしていきたいなあと思いますが。比べてどうこうというわけではありませんが、ある自治体の首長さん、会社の社長さんと比べて、かなりトップダウンで命令をして仕事をさせるっていうことは少ないんだろなあって自分では思っています。

それだけ意識してトップダウンで命令をしてやらせるっていうことはしておりませんので、ひょっとしたら、私の、この、何か、体の大きさとかですね、言葉使いが相手に対して威圧感を与えたということがあるかもしれませんが、トップダウンで、こうしなさい、あしなさいっていう形で仕事を、基本的に進めてないということは御理解をいただければなあというふうに思います。この話は、役場の庁舎、職員みんな聞いてくれていますので、職員がどのように思っているのかっていうのは私自身の反省につながることになるかもしれませんが、自信を持って、私はトップダウンでこうしなさいって命令をしてるっていうことはほとんどありません。

あと、私の公約に関してですが、平成 26 年度の予算編成方針の中に、この具体的な施策の 7 項目は入れ込んであります。予算編成方針の中に確実に入れてます。その中で、細かい話の中で、産後支援ヘルパー等、この一言は予算編成方針の中からはずしてます。

それは、後で気づいたんですが、25 年度の 9 月の定例会で松浦議員がこの産後支援ヘルパーの質問をされております。そのときに、健康福祉課長、その当時岡崎課長でしたが、答弁をしております。その件について話し合いをしました。産後支援ヘルパーってという言葉を使わなくても、今、佐川町は産前産後の支援が保健師の支援ですとか、町全体として包括的に結構できていることがあるという話がありましたので、その産後支援に関しては、今のまま進めていきたいと。将来的にはまたいろいろ考えないといけないこともあるが、任意の団体の取り組みもありそうだからということで、予算編成方針の中からはずしたということはあるんですが、この私の具体的な施策で細々書いてあるところも全部、予算編成方針にのせてですね、このことを意識して予算組みをしてほしいということで、課長には

伝えました。当然、課長から、その課の中で予算を組むときにですね、それぞれの職員にも伝わっているというふうに私は思っております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

それは、捉え方だと思うんですが、予算編成方針の中に入っているということですので、町長としては示しているということだと思いますが。やはり具体的に、常に見れる形で、私はあったほうがいいのではないかと。こういう形のものを町長公約ということで、しっかり紙ベースにして、それぞれ各課で共有してもらいたいと、いう具体的な形にしているほうが私はいいのではないかとというふうに思います。

具体的に、どんな内容をというふうにお聞きをしてもずっと出てこない、職員の方から。ということでは、町長はその予算編成方針の中に全部入れてましたよと言われても、本当のところ職員の方の腹に落ちてないというふうに思いますので、それは進めていくためにはそのほうがいいのではないかと、お聞きいただければというふうに思います。

それでは次に、いくつか具体的な公約についてお聞きしたいと思います。まず、小規模林業への挑戦ということがこの公約の中でございました。これは自伐型林業のことであると思います。もう、佐川町長と言えば、自伐型林業と言うくらいでありますから、まずはこれからお聞きをしたいと思います。

自伐型林業を町行政に取り入れて取り組んでいるという点においては、公約を実現しているという捉え方になると思いますが、大事なものは中身でありますから、その点についてお聞きをいたします。

昨年、この自伐型林業について質問をさせていただいた折に、担当課長より、27年度に山林の集約作業を行い、森林簿のデータをもとに試算をしていく。秋以降には伐倒から搬出まで一連の作業を町内にモデル箇所を構え、実際に地域おこし協力隊を中心にやっていくことを考えていると。その中で、試算がどのくらいになるのか、山林所有者に満足のいけるようなものを還元していきながら、地域おこし協力隊専業で生き残っていく者、あるいは主業、副業でやっていける者、どういった状況になるのかということを見きわめたいというふうに答弁をいただきました。

自伐型林業も3年目、これもあとわずかになりました。地域協力

隊の最初のこの方も、今、卒業を迎えようとしていると思います。こういったなかで、今、現実として、こういった結果が残されているのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。来年4月に1名、5月に1名、11月に1名の隊員が1期生として卒業をします。現時点で3人とも佐川に定住をして林業を続けたいという話をしてくれています。山にかかわる仕事をしたいというふうに話してくれています。そのうち1人は専業でやっていきたい。2人は副業、多様な形で山とかかわりながら仕事をしていきたいというふうに言ってくれております。

具体的に、林地の集約につきましては、今、斗賀野地区を中心に集約を始めておりまして、今、担当から聞いている話ですと、40ヘクタールほど林地の集約は進んでおりまして、その40ヘクタールの山林周辺を今、アンケート調査を行いながら、1筆1筆、所有者の人と話をして集約を進めているという状況になります。

あわせて、今年度、地方創生の交付金の事業を使いまして、森林ICTプラットフォームとデータベース化を図っております。これは佐川町の山林の情報をヘリコプターを飛ばしてですね、木の太さはどのくらいあって、木の高さはどのくらいあって、木としての材積はどのくらいある、樹種はどういう木であってっていうものを全部データベースとして構築をするものです。これを行政と林業事業者、自伐型林業を行う林家のみんなで共有をしながら、林業経営に役立てていこうというのですが、それも今年度中に構築が終わります。

少しずつではありますけども、今、確実に自伐型林業の地域おこし協力隊で来てくれているメンバーが佐川に残って林業をなりわいとして生活をできるようにということで、体制を着実に進めているところでもあります。以上です。

6番（松浦隆起君）

先ほど、去年の課長の答弁をお話ししましたが、試算がどのくらいになるのかと、専業、主業、副業と、そういった具体的な試算が、具体的にどのくらいの収入になるかという試算ができているのかどうか、それから、自伐型ではなくてこの3年間で自伐林家、ある一定の収入が得られるようになった自伐林家の方がどれくらいおられるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。所得がいくらになるのかというのは、地域おこし協力隊の1期生が自分たちで試算をして、はじき出したものがあります。具体的な、何百、何十万という数字は覚えてはなしですけども、専業でやって400万近い所得になるという、それは、本人たちが数字を積み上げてですね、1日当たり作業道を十何メートルつける、1日出す木の量は1人当たり2立米とかですね、そういう細かい数字を積み上げて経費がいくらかかる、保険代がいくらぐらいかかる、そういうのではじき出した数字はあります。

自伐林家に関しましては、私が聞いている範囲では、町内の人で3人か4人、そのことでものすごく所得をぐっと上げてるっていうわけではないですが、自分の山がある。ずーっと手をつけずにやってきたと。だけどもう少し、ちょっと小遣い稼ぎで、せっかくだから自伐林業をやってみようということで取り組んでいる人がいるというふうに担当のほうからは聞いてます。以上です。

6番（松浦隆起君）

その地域おこし協力隊の方の試算、具体的な数字は少しまだわからないかもわかりませんが、ある一定程度、試算を、専業になってもできるぐらいの試算をされてるということではありますが、現実として、具体的に今、それだけの収入になっているということではないというふうに思いますが、そういうことでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。その試算は資料としてありますので、後ほど資料としてお出ししたいと思えます。

今はまだ協力隊員として活動してますので、具体的に自活をするという形で作業しているわけではございませんので、それは独立した後の試算ということで御理解をいただきたいと思えます。以上です。

6番（松浦隆起君）

昨年質問した折に、私のほうから勝手に、自伐と他伐というふうに分けたらどうかという提案をさせていただきましたが、やっぱりそこをしっかりと分けた形で管理をしていったほうがいいのではないかとこのように、今のお話を聞いて思いました。自伐林家の方もしっかりと、本来は何軒あって、どれくらいの形になってると、個人の収入ですから具体的なところまで踏み込めるかどうか別として、

両方をしっかりと担当課が把握をして進めていくということも必要だと思っております。もう1点、この自伐で、町長の初日の行政報告の中で気になった点がございましたのでお聞きをしたいと思っております。

自伐型林業について、今後20年間山林の維持管理を佐川町に任せただけの方を把握をした上で、順次長期施業管理に関する契約を締結し、山林の集約を進めることにより自伐型林業の施業の場を確保してまいりますと。これまで山林の所有は、管理は所有者の方に委ねられておりましたが、これからは町が積極的に管理を行い、放置された山林を少しでも減らすことにより山林が持つ多面的機能の回復に努めてまいりたいと考えております、とこういうお話があったと思っております。

昨年の質問も含め、私も何度か自伐型林業の取り組みの内容について、さまざまなお聞きをしておりますが、こういった内容のお話は、私は初めてお聞きしたように思います。お話のこの趣旨自体は悪いことではありませんが、この山林の維持管理を佐川町が任せてもらい、積極的に町が管理を行うということの説明ですが、そうなれば、本来の自伐林業、また今お聞きしました自伐型林業とは少し違った形ではないかと、私は、そう捉えました。

町側が第3セクターのような組織をつくって管理をしていくというようなイメージにも、これは捉えられるというふうに思いますが、どういった取り組みを展望されているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。自伐型林業っていう名前がわかりづらいう話もありました。他伐なのか自伐なのかということで話ありまして、先々週も林野庁の方が来られてまして、佐川町の取り組みに関してよくわかったと。だけど自伐型林業っていう言葉でイメージしてたものとは大分違ったよねと。県は今、小規模林業っていう言い方をしています。そこの言い方に関しては、もし一般的に誤解を招く恐れがあるのであれば、やはり自伐型林業っていう言葉を今後も使い続けたほうがいいのかどうなのかっていうのは、考えたほうがいいのかもねということは担当課とは話をしております。

この佐川町の取り組みは、岡山県の西粟倉村という村で、今取り組んでいる事例を参考にしながら、林野庁の方とも話をしながら、

佐川町はこれでいったらいいかなというふうに決めたものです。林野庁の方も、今、林地の集約は本当に進んでない。本来であれば森林組合が組合員の山を中心に、組合員でない方の山も集約をして作業道をつけて搬出間伐をするという形の林業をやったほうがいいんだけど、それができてないと。自治体に直接、自治体が主体的に林地の集約をやったらどうだということを、林野庁の方が、林業を盛んなどころに話しかけたそうですけども、なかなかやってくれるところはなかったんだけど、これからの日本の林業を考えると、森林組合が集約する山も当然ないといけないと思いますが、自治体が集約をして、山の方と山の山林の管理契約を結んで、その施業を林業家、林家、小規模林家、自伐型林家、森林組合、林業に携わる人に施業を委託をして、その間に立ってですね、しっかり町がこういう山をつくろうって決めたその方針に従って、山が管理されているかどうか、山の施業がされているかどうかを管理するのは行政の立場でいこうというこの形が、佐川町ではいいのではないかなあと思っております。

これは、先ほども言いましたが、西栗倉村が今その形で、村がですれどんどんどんどん積極的に林地を集約して、今、半分ほどの山の集約が進んでいる自治体があります。そのやり方を参考にしながら、佐川町も今後、今取り組みを進めている形を、じっくりじっくり進めていきたいなあというふうに思っております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

林地の集約を町が行う。それは当然、なかなか個人ではできませんから、集約を行っていくというところは、そのとおりだと思いますが、ある意味この自伐型林業、自伐も他伐も含めて、町の活性化、収入につなげていくと、当初はそういう面のお話だったと思います。今、町長が言われているところは、そこから少し、町として山の管理をしていく、木の永続し得る山になっていくように、町もしっかり全体として見ていくということでもありますから、最初の部分とは少し進んでいるというか違うというふうに思うんですね。

これは、こう感じているのは私だけかもわかりませんが、少し、私は唐突的に感じましたし、できればもう少し丁寧に事前にお話を、今まで自伐型林業、自伐ということで、個人の収入につなげていく、それが結果的に町の山をよくしていくことにつながるということだと捉えてましたが、その管理や契約自体も町がするということにな

ると、具体的に町が管理して、契約をして、その後、その個人の方と町がどういう関係になっていくのかということも、これは率直に、私は、どうするのかなと思っておりますので、できれば、こういう話は事前に少し丁寧にお話しをしていただければというふうに、個人的には思っておりますので、よろしく願いをします。

自伐型林業は、これで終わらせていただきます。

次に、先ほどから町長も何度か触れていただけていますが、子育てしやすいまちづくりという項目の産後支援ヘルパーということも掲げられております。この取り組みにつきましては、次の子育て支援策のところでお聞きしたいと思っておりますので、町長の公約の1つだということ、先ほどからお話しいただけていますので、その御認識いただいた上でお答えを、後にいただきたいと思っております。

次に、いくつか公約を紹介をしたいと思っております。実現ができていくものかどうか、進行中も含めて、まとめてお答えをいただければと思っております。本来なら、一つ一つお聞きをしていきたいんですけども、これは時間が限りがありますので、多分何時間もかかりますから、それはできないので、いくつか選んでお聞きをいたします。

まず1点目に、町の地場産品をみずから売り歩きトップセールスで海外に直接売るという項目で、2点目に、これは役場内のことだと思っておりますが、おもてなしの心を行動であらわす業務の実践。このおもてなしの心を行動であらわすということがどういうことにつながるのか。3点目に、佐川町ブランドの核となる道の駅の早期実現。今、動いていると思っております。それから4点目に農業の6次産業化。それから食品加工工場の企業誘致の挑戦ということがあります。以上について、現在の進捗状況についてお聞かせいただければと思っております。また、町長の掲げられた公約の全てに対して、相対的に見て、今何%くらいの達成状況だという認識をお持ちなのか、あわせてお聞かせいただきたいと思っております。

この町長の公約7つ、町長のほうから言っていたきましたが、その7つの中に、また2つずつくらいが項目があって、その一つ一つの、例えば文教のまち佐川であれば、スポーツ文化活動を通した生涯学習の推進とありますが、これを推進するためのまたその下に具体的な取り組み等も、これは必要になってきている部分があると思うんですが。そういったことも含めて、今どれくらいの進捗状況であるかと、あと1年を残したところで、というところでお聞きをし

たいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まず、地産外商の件につきましては、具体的に私が取り組んでいること、みずから売り、営業セールスマンとして頑張りますと言ったことに関しては、今、司牡丹さんの営業促進で今活動している地産外商があります。あとは、ふるさと納税を活用して佐川のを、佐川町外の方たちにもわかっていただくという取り組みを、少しずつ進めてきております。

あと、役場の中で、おもてなしを行動であらわすということですが、まず基本は挨拶になりますので、やっぱり気持ちのいい挨拶を心がけましょうということで、おはようございます、ありがとうございます、挨拶をしっかりとやっていこうということを繰り返し伝えております。

道の駅に関しましては、先月、11月の末に第1回目の道の駅の検討委員会を開催をしました。住民の皆さんからも要望がたくさんあります。1,900名の署名もいただいておりますので、道の駅について前向きに検討を進めていきたいと考えております。これは少し時間がかかります。4年後、5年後になるのかわかりませんが、少し時間をかけて道の駅の整備について検討を進めていこうということで考えてます。

あと、佐川のブランドということに関しては、今、なかなか商品、個別の商品で佐川を出していこうとかですね、あるいくつかの商品を佐川としてのブランドとして出していこうっていうのがなかなか難しいところもありまして、佐川全体を、チーム佐川というブランドで認知度を高めながら、佐川町全体の認知度を上げることによって、ふるさと納税への入り口を低くするとかですね、基本的には佐川のホームページを見てもらう、ふるさと納税のページに行ってもらおうとか、SNSでのチーム佐川の情報発信をしながら佐川町への興味を持っていただいて、佐川の所得向上につなげると、いう多角的なメディア発信によって、少しでも佐川の物産を知っていただいて売り上げ向上につなげていこうということをやっていますが、これから本格的にはしっかりと佐川の商品、加工品、6次産業化も含めてですね、どういう方向で佐川を売り出していくのかっていうことはやらないといけないなあというふうに思っております。

全体につきましては、私のこの具体的な施策に関しては、全てに

おいて手をつけて、今、進めております。もう既に終わっている施策もありますが、おおむね順調に進んでいるというふうに認識をしております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

本来ならば、もう少し、また具体的にお聞きをしていきたいところですが、もう時間が、こればかりにとられると、ありませんのでお聞きできませんが、少しだけ、そのトップセールスで海外にも直接売るということがありましたが、具体的にそういう事例があるのかどうか、それからこの道の駅、これも長年、この我々議会の議員さんの中にも力を入れておられる方がおられて、長年取り組んでおられますが、これは当然、ある一定、その場所というものがなければ、やろうという気持ちと体制が整っても実際はできないということになると思いますが、そういう場所等もある一定程度の今の時点でめどというか、そういう想定しているところがあるのかどうか、その2つだけ聞いて、この町長への政治姿勢の質問は終わりたいと思いますので、お願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。具体的に海外へのトップセールスという形につきまして、ものを海外に持って行って、売り場を構えて売ったという事例はありません。

ただ私の知人、これも同級生になりますが、今マレーシアで、マレーシアの外食産業のトップ、現地の社長をやっている友人がいます、その会社には司牡丹を使えるお店があったら使ってほしいということで、やりとりは今しております。

またあと、海外向けに関しましては、やはり県と連携をして戦略的に進めていくことが大事だなあというふうに思っております。今、国のほうでも、農水省のほう外国に向けて売っていこうということを考えております。これ農作物も含めてですね、海外戦略を国のほうでも考えておりますので、国、県と連動しながら、佐川の商品を海外にも販売をしていくと。新高梨では1度事例がありますけども、そういったものをしっかりと構築をしていくということが大切なあというふうに思っております。

道の駅に関しましては、具体的にどこの場所であるということは今ありませんが、全てが順調に進んでも、スケジュール的にはですね、2020年、東京オリンピックの年に、やっと開業ができるスケジュール

ルなんだろうなど。これはもう全てが順調にいった場合ですので、何か少し遅れるということになりますと、2021年、2022年というふうになっていく可能性はあります。現時点で、順調に進めば2020年の東京オリンピックの年に開業できればいいなあというふうに思っております。以上です。

6番（松浦隆起君）

わかりました。この質問につきましては、ちょっと失礼な、きつい点もあったかもわかりませんが、御容赦いただければと思います。残り1年弱、町民の皆さんとのお約束を果たせるように、さらなる努力をお願いしまして、これについては終わらせていただきます。

2点目に、子育て支援策についてお伺いいたします。

まず、先ほども触れさせていただきました産後支援ヘルパー制度、そしてメールを活用した産前産後ケアについて、お伺いをいたします。

産後支援ヘルパー制度につきましては、これ3度目の質問になりますので、詳しい内容につきましては今回は省かせていただきます。3月定例会でお聞きした折に、町長からは、とても大切な取り組みだと考えますと。来年度から健康福祉課の組織の改編もあり、要保護児童の問題もあるので、実際運用しながら、重ねて検討して、ヘルパー制度も導入するしないについて1年間かけて検討して方針を決めたいと、こういう答弁でございました。

この取り組みにつきましては、町民の方からもこれは何度も御要望をいただいております、署名運動をして町長に直接要望をしたいという声も、今いただいております。そういった意味でも、どういった検討がなされて、どういった結論になったのか、お聞かせいただきたいと思っております。

先ほどの質問で触れましたように、この産後支援ヘルパー制度は町長の公約であります。その意味で、導入するしないについて検討するというお答えは、率直に言ってそのとき感じたのは、公約であるということがなかったかのような、少し他人事のような言いぶりだなというふうに率直には感じまして、意外な感じを受けました。もし導入しないということであれば、これは公約を撤回するということになりますので、その点の御説明も含めて、現在の状況をお答えいただければと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。具体的な事業についてでございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

この産後支援ヘルパー制度、これにつきましては健康福祉課の中で、もちろん今年度というわけではないですが、25年の9月の定例議会の中でも御質問いただいてた件だと思います。ずっと検討してまいっております。佐川町におきましては、この間ですね、子育て支援策としては、さまざまな事業を立ち上げて、ファミリーサポートセンターもそうです。それからこちらの産後支援ヘルパー制度に関連するかもわかりませんが、養育支援訪問事業、こちらについても、国の制度ですけれども、これに基づいて実施をしております。こういった佐川町の、今までの事業とか社会支援といいますか、やっていたりしている事業所、こういったところの実情を踏まえながらですね、こういった仕組みがいいのかということで、健康福祉課を中心に話をしております。

28年度中にとということで、御答弁も町長のほうからもさせていただいてましたが、29年度につきましては、まずこの産後支援ヘルパー制度、事業としてですね、なかなか導入するには、例えばヘルパーの研修であったり、どういう人材を確保するか、そういったもの、それから料金体系もありますけれども、そういったものもでございます。それとあと今やっている事業の関連もでございますので、これを新たに立ち上げるということよりかは、今やっている、一つは養育訪問支援事業。これは、今はいわゆる特別な支援を必要とする御家庭、これに対してヘルパーを、契約に基づいてヘルパーを派遣をしたりということで、これ具体的には、佐川町の社会福祉協議会、これに事業やっただいてやっております。

今年度についてはですね、まずはこの事業を、今年度じゃない来年度ですね、平成29年度については、この具体的な事業について、この例えば今やっている対象者以外に、産後、お母さんが少し困っているとか、ちょっとお手伝いをしてもらいたいとか、そういう方々に対しても利用ができるように、国の制度とは少し違うかもわかりませんが、仮に国の制度と違うのであれば、町独自でできるように、例えば要項改正をするなり、運用の仕方を変えるなり、ということで検討しながら、今やっただいていいるその事業所さんがヘルパー派遣ができるように、今、対象を拡大していきたいということで、今、内部を検討しています、事業内容を。

恐らく、産後ということですので、赤ちゃんがちっちゃい間ということですので、これを運用するとなると、この養育訪問支援事業が一番近い形であろうと思います。それから今やっているファミリーサポートセンター事業については、現在はおおむね2カ月以上のお子さんの御家庭の支援ということになりますので、少し対象がやや違うかもわかりませんが、ファミリーサポートセンター事業についてもあわせて、少しまだ利用される方が固定されているという現状もありますし、周知の仕方も含めて、そういったちっさい赤ちゃん、お子さんがいられる御家庭、お母さんが中心になるかもわかりませんが、そういった支援をしていくということで、29年度、考えております。産後支援ヘルパーについては以上です。

6 番（松浦隆起君）

産後支援ヘルパー制度という形で区切ってということではないけれども、その養育訪問支援事業は性格的には違うものでありますが、その間口を広げて、ほぼ産後支援ヘルパー制度、産後支援に近いものをその中で検討して取り入れていきたいという理解でいいですかね。その中で、その後、利用者等の数やそういったことも踏まえながら、また状況に応じて、また形も変わってくるのではないかとということですので、まずは産後支援ヘルパー制度という名称ではないけれども、中身的にはそういったものを来年度取り組んでいきたいという理解でよろしいでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まだ詳細については、まだ検討するところもございますけれども、議員おっしゃっていただいたような方向で考えております。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。それでは次に移りたいと思います。

メールを活用した産前産後ケア、これにつきましても先ほどと同様に3月にお聞きをしております。課長からは、基本的に必要な取り組みだと思っております。こういったメールを活用したりSNSを活用するという世代になってきているので、研究を重ねたいと。町長のほうからも、前向きに検討していくということになるのではないかと。担当課のほうでしっかりと議論を重ねて回答を出してもらいたいと。その方向で指導したいというお答えをいただいております。この取り組みにつきましても、ぜひ、取り組んでいただきました

いと思っておりますが、この点について、お聞きをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。このメールを活用した産前産後ケアとか子育てアプリ、そういったものについても健康福祉課の中で検討をして、まず来年度につきましては、佐川町のホームページ、これからバナーをつくりまして、そこから子育て専用サイトのほうへつながるように、ホームページのほうを改良しながら取り組んでいきたいということで、これも新年度の予算の要求のほうに盛り込むということになっております。

専用サイトの中で、佐川町が取り組んでいる子育て支援策の一括した情報提供も含めて、それからあと、個別の御相談がある場合については、そこからですね、メールをとるといいますかメールの中でですね、相談事をして送信していただければ、健康福祉課の担当のほうにメールが届くというふうなやりとりの中で、そういった双方向のですね、御相談に対しても対応できるような形でシステムを組むような形で考えております。以上です。

6番（松浦隆起君）

この産前産後のメール、やられているところではきずなメールということでやられてますが、今、課長から言っていただいた子供専用サイトをつくる、子育ての専用サイトをつくるということですが、若干それとは違うと思いますが、それをまず取り組みを見させていただいて、またこれについてお聞きをしたいというふうに思います。産前産後のいろんな情報を配信をしてあげるということですのでその点がこの今度つくられるサイト、またその中のメールというものがどういうふうにそこまで近づけるのかどうかを、まず見させていただきたいと思えます。

次に子育てアプリについてお聞きをいたします。これ今、子育て専用サイトをつくられるということですので、若干それとも関連をしてくると思いますが、先ほどのメールもそうですが、今、そういうインターネット、SNS、またアプリというものが利用を多くされております。特に子育て中のお母さんは、家事や子育て、また仕事、多忙を極める方が多くおられます。そういった中で、いわゆるスマホなどを利用して子育ての役に立つ情報を得られると、こういったツールは心強い存在であります。

今からお聞きします子育てアプリというものもその1つと言え

ます。今、課長が言われた子育て専用サイトを町民の方の手元に置くというようなイメージに捉えていただければと思いますが、今、この子育てアプリに取り組む自治体がだんだんと出てきております。

愛知県の清須市は、スマートフォンで子育てに役立つ情報などが得られる子育てアプリ、キヨスマというものを3月から配信をして利用者から反響を呼んでおります。余りスマートフォンになじみのない方は、アプリとはなんぞやということだと思いますが、例えばこの清須市のアプリは、こういう形でキヨスマということで、この中に子育て日記とか、いろんな情報を、ここから入れるということで、これは一般的に公開がされております。私もこれダウンロードしました。

ただ、内容のサービスを受けるには、この清須市の方ではないと、具体的なプラスにはならないということだと思えます。この清須市は、このアプリを導入するに当たって、市民と共同で開発をしました。開発に当たって、子育て世代の声を反映をさせようとワークショップを開催して取り組んでおります。中身は先ほど見せましたが、子育て日記、それから子育て情報、お出かけ情報、など6項目。

子育て日記は自分の子供の生年月日を登録をすると、その市で受けられる健診や予防接種の日程、登録をすれば、事前にそれが通知をされると。また、子供の身長や体重、体温などの記録をグラフで表示をして成長を振りかえることもできると。

また、子育て情報には、妊娠期から就学前までの役立つ制度や支援情報が数多く含まれております。内容は、「赤ちゃんが欲しい・産みたい」といったものから「出産をしたら」それから「体調が心配なとき」「子育て支援団体やサークルの情報」「イクメン情報」などがあります。

お出かけ情報では、公園や子供向けのお出かけスポットなども示されております。

清須市によれば、このアプリは子育てに苦悩していたり、孤立している保護者をいち早く制度につなげて支えていくということを目的としているようであります。

私もこのアプリをダウンロードこれをして中身を見ましたが、さまざまな情報や支援がされておまして、お母さんにとっては、これは身近にずっと見れる、情報が得れる、心強いものになるという

ふうに思いました。

私も以前、子育て中のお母さんからの声をお聞きした一つの中に、その予防接種の日程を知らせてもらうような仕組みができないでしょうかというものでした。この予防接種は、いくつも種類があり、それぞれ計画的に接種する必要があって、これが結構大変な部分があるというのが子育てをしているお母さんから聞く声であります。こういったこともこのアプリには組み込まれております。こういったものを導入することで、気軽に子育て支援に関する情報を取得できるようになり、子育て世帯の不安感を軽減できるものになると思います。

本町においても、この子育てアプリの導入に向けて検討していただければというふうに思っております。お考えをお聞きをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この子育てアプリ、それから先ほどのそのきずなメールですか、そういったものについては、先ほど私が答弁しました情報サイトと、まあ少し違う内容ではあると思います。佐川町におきましては、まず、いろいろなその子育ての取り組み事業、そういったものが近年かなり充実をしておりますので、まず町として、それを情報発信していく。子育て中のお母さん、お父さんに限らず皆さんに知っていただくということもありますので、まずそれを取り組んでいくと。

その中で、個別の、例えば登録をいただいて、佐川町の独自の情報を個別にメール配信をしたり、アプリで見れるように、それから予防接種のこともありますけれども、そういった今は母子手帳であったりとか、そういうところで確認をそれぞれしていただきながら予防接種をとということになるかと思っておりますけれども、そういった部分をですね、全体的な子育ての支援ということで、これは国からも言われておりますけど子育て世代包括支援センター、こういったものも近い将来、佐川町としても取り組んでいかないかん、いうふうに考えておまして、その中でですね、個別の支援をですね、研究をしていきたいと。

まずは、こういったやれることからやっていくということで、御理解をいただきたいと思えます。

6番（松浦隆起君）

子育て支援の専用のサイトをつくられるということですので、この子育てアプリの内容に近い、そのサイトをもう少し発展させたものがこのアプリになると思いますが、きょう、今回初めて質問させていただきますので、その専用サイトを運用しながら、この子育てアプリの検討も、これからまたその中でしていただければ。私もそのサイトの内容等また見させていただいて、このアプリ等も引き続き検討また御質問もさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、祖父母手帳についてお伺いをします。

今、孫の育児に積極的にかかわる祖父母がイクジイ・イクバアと呼ばれているようで、その活躍を支援する自治体が、全国的に今増えてきてます。

例えば福井県では、県内の企業を対象に、就学前の孫を預かる祖父母の現役従業員が育児休暇を取った場合、10万円を支給する奨励金制度をつくっております。また岡山県においても、孫育て休暇奨励金を導入をしており、中小企業が孫育て休暇を制度化した上で、従業員が1日以上と同休暇を取得した場合、企業に5万円を支給するというものです。

このように、祖父母の育児休暇が広がる背景には、共働きなどで祖父母に育児の手助けを求める子育て世帯が増えている実態があるとみられております。第一生命経済研究所の調査によりますと、母親に頼まれて孫の面倒を見た経験は、祖父で59.8%、祖母で73%に上り、孫の育児にかかわる祖父母は少なくありません。

こういった中で、祖父母の育児を応援するため、必要な知識を伝える手引き書を発行している自治体も、今相次いでおります。さいたま市では孫育てに役立ててもらおうと、笑顔をつなぐ孫育てと題したさいたま市祖父母手帳を1月から希望者に配布をしております。全国から問い合わせが寄せられているということであり、先進的な取り組みとなっております。私もダウンロードを少しさせていただいて、24ページつづりの表紙はこういう形で、中身はこういうカラー刷りの絵と、ほとんど文字が少なく絵でわかるような形の内容になっているというものでございます。

手帳は今言いましたが、A5版の23ページ。まず祖父母が孫育てをすることによる孫、親、祖父母のメリット、祖父母と親の上手なつきあい方を紹介をし、子育ての新常識、昔と今の子育ての違いと。

それから子供の事故の注意点を、イラストを使って解説をしております。孫との具体的な遊び方や市内のお出かけスポット、祖父母が地域の子育てで期待されること、またそれを支える相談窓口の一覧が盛り込まれております。

この祖父母手帳をこのさいたま市では1万部を作成をし、この1月から各区役所や図書館、公民館などで配布をしております。瞬く間になくなって増冊をまたしたという話をお聞きをしております。ホームページでも今言いましたように内容を公開しており、誰でも私のように、こうやってダウンロードして印刷をできるということもしております。

この手帳の配布後、子育てのやり方などを直接祖父母に言うのが立つことも、手帳を渡すことで間接的に自分たちの思いを伝えられるのでよかった、という声が寄せられているということでもあります。

本町におきましても、多くのおじいちゃん・おばあちゃんが子育てで応援をいただいております。個人的なことですが、私もほぼ毎日保育園に送り迎えをして、そのおじいちゃん・おばあちゃん、多くの方と接する機会がございます。この祖父母手帳がそういった祖父母世代それから親世代とのよりよい関係づくり、また祖父母の方々と育てた子どもたちが大きくなって次の地域の子育ての担い手になっていくということで、社会全体で子供を育てていくという意識づくりになるのではないかというふうに思っております。

例えばこの中の、ここが変わった子育ての昔と今というところも、いくつか例が出ております。例えば、わかりやすいところでいくと、だっこ、抱き癖をつけると赤ちゃんはだっこを求めてしょっちゅう泣くので、放っておいたらいいと、大体昔の方はこういうことでしたが、今は、自己肯定感につながる、人への信頼感が育つ、など心の成長に大切なので抱き癖は気にしなくて、子供が求めればだっこしてあげてくださいと。こういうふうに変わっているということなどもあります。

これには出てませんが、さまざま、いろんなその違いもあると思いますが、こういったことで直接言いにくくてもこれを見ていただいて、ともに孫や子供を育てていくという意味では、非常にいいものになると思いますので、ぜひ作成をして配布をしていただきたいと思います。この点について、お聞きをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この祖父母手帳につきましては、現在ですね、高知県のほうが、来年度から県内市町村向けということですのでけれども、県のほうが作成をするということで、予算化検討しているというふうな情報を聞いております。あわせてですね父子手帳、お父さん向けの手帳ですね。これもあわせて作成を予定しているということで、まずはちょっとこちらの内容についてはまだ詳細入って来ておりませんが、来年度から県が作成して市町村向けに配布をします。市町村の担当課を経由してということですのでけれども、まずはこれを活用していきたいということを考えております。

母子手帳以外のその祖父母手帳とか父子手帳については、どういうタイミングで配布をするかということもありますので、そういったこともあわせて検討をしながらですね、来年度取り組んでいきたいと思っております。

6番（松浦隆起君）

県が配布をするということはそのようですけども、先ほども少し言いましたが、この内容の中には、その自治体の情報というものが含まれております。困ったときにどういうところに行く、どういう場所がある、どういう公園がある。子育て支援センターや、そういう子育てにかかわること、佐川町で今いえばファミリーサポートセンターの情報であるとか、そういったこともここに載せれるということになると思いますので、ただ、県がつくるということですから、担当課としては、まずはそれを見てみたいというのはよくわかりますので、まずそれをどういうものか見させていただいて、その後また、これについてもお聞かせいただきたいと思っておりますので、方向としては、こういうものは必要だという御認識だと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

この社会全体で子育てを応援するという体制を整えるためにも、先ほど言いましたイクジイ・イクバアというものを増やしていく、そういう方を支援をしていくということも大事だというふうに思っております。

一方で、家庭の事情などで祖父母に頼れない父母への支援も平行して考えていく必要があると思っております。自治体によっては、元気な高齢者の方が、地域の他人の孫の面倒を見る、たまご育てと、他の孫を育てるという意味で他孫育てという取り組みをしているとこ

ろもあります。今、本町ではファミリーサポートセンターということもこれにかかわってくると思います。行政には、地域の事情に応じたこの子育てや孫育ての支援も求められてくると思います。

本町は今、多くの子育ての支援策に取り組んでおり充実をしてきていると思いますが、きょうお聞きした取り組みは、これまでの取り組みとは違って、どちらかといえば子育てに頑張るお父さんやお母さん、またおじいちゃん・おばあちゃんへの直接的な応援という色合いのものだと思います。ぜひ、こういった部分にも力を入れていただきたいと。来年度、この子育て支援の専用のページをつくれるということですので、楽しみにしておきたいと思いますので、この質問につきましては、これで終わらせていただきます。

3点目の質問に移ります。

定期接種の公費負担についてお伺いをいたします。

ことしの10月からゼロ歳児へのB型肝炎ワクチンの定期接種がスタートいたしました。B型肝炎は、ウイルスが血液や体液を介して感染して発症するものであります。乳幼児期に感染すると、生涯にわたり感染状態が続くいわゆるキャリアになりやすく、大人になってから慢性肝炎や肝臓がんに進行する恐れもあると言われていたものであります。

これまで、このワクチンは任意接種であったために1回当たり約6千円から8千円、1万円弱程度の自己負担になっておりました。が、ことしの4月1日以降に生まれたゼロ歳児を対象に全額公費負担となる定期接種化が決定をいたしました。

しかし、このワクチンの接種対象は、ことし4月1日以降に生まれたゼロ歳児となります。国が推奨する定期接種のスケジュールは、初回が生後2カ月、2回目が生後3カ月、3回目は生後7から8カ月となり、接種完了までには約半年間が必要で、この4月から5月そういった時期に生まれた乳児などは3回の接種を完了するための日程的な余裕がありません。1歳になると定期接種の対象からはずれて任意接種となるために、保護者が自己負担しなければならないと。こういった状況を踏まえて高知県では、早い時期に生まれた乳児が1歳になるまでの法定期間内に3回の接種を完了できない恐れがあるとして、残りの接種分についての公費実施を市町村に要請をしていくという方針を示しました。

先ほども申し上げましたが、10月からの開始になったために、4

月から5月、7月ごろまでに生まれた乳児は無料で接種できる期間が短くなっております。乳児の体調また保護者のスケジュールなどによって接種の時期が遅れることも十分想定をされます。そうなれば、残りの接種については任意接種ということになり自己負担になります。これは国や行政側の都合でこういった、ある意味不公平な状態になるわけでありまして、制度のすき間をつくった行政側が責任を持って対応をするべきであると思っております。

この定期接種分の財源の手当というものは、交付税であるとかそういうもので直接的また県を通じてということで手当がされているというふうに思われますが、この実施主体はあくまでも市町村でありますから、市町村の判断に委ねられていると。ですから県がそういうことを市町村に示したということだと思えます。

本来は、私個人的に言えばこの制度化した国自体が、わかりきったことですから、こういった点にも配慮した制度にするべきであったというふうに思っておりますが、もう決定をしましたので、要はそういった子供さん、親を支援するという意味から、市町村においてもう対応せざるを得ないと思えます。ぜひ、この公費助成というものを市町村で行っていただきたいと思えますので、この点についてお考えをお聞きをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この子供さん、赤ちゃんに対するB型肝炎のワクチン、これについては10月からということですので、議員おっしゃいましたとおり、例えばこの4月生まれの方、子供さんについては、かなり接種のスケジュールが厳しいというふうに思っています。このB型肝炎については1年を超えた場合は任意接種ということになりますので、公費負担するかどうかというのは、それぞれの市町村、自治体の判断ということになります。

これについては、高知県のほうもですね、先ほどおっしゃいましたとおり、市町村に対しては公費負担をするようにというふうな文書での要請であったり、調査がきております。佐川町におきましては、例えばこの4月1日から7月までの生まれの方は18名おいでますけれども、こういった方の子供さんがですね、1年を超えた場合についてもですね、公費負担をして助成をしていくというふうなことの方針を固めております。ただこれについては、ことしに限った限定措置という形にはなりますけれども、そういうふうな対応をし

たいと考えております。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。早速対応をしていただけるということで、ありがとうございます。この赤ちゃんの健康を守り、将来の健康も守っていくという意味で、また、この健やかな成長をサポートできる施策の充実を目指す意味からも、これは重要な取り組みであると思います。全国の中には、この接種のワクチンの接種費用自体を1歳にかかわらず無料化するというところもございます。これは感染すると無症状の持続感染者、いわゆる先ほど言いましたキャリアになりやすい、その1歳から4歳までの乳幼児についても取り組んでいる自治体が全国にはいくつもございますので、今後またそういった公費助成の対象となるような検討も、引き続きお願いをできればというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、私の本日の質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

ここで50分まで休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、坂本玲子君の発言を許します。

2 番（坂本玲子君）

おはようございます。2番議員の坂本です。質問に先立ちまして一言所見を述べさせていただきます。先月2泊3日で長野県の小布施町に視察に行ってきました。町並みはすばらしく、開放感があり、とてもすてきな町でした。たくさんのことを学ぶことができました。

何はともあれ、一朝一夕で完結できる改革ではありません。小布施町が40年かけてやってきたこと。佐川町でも今、さまざまな改革を進めてくれているわけですが、余り急ぎすぎると弊害も出てきます。町民みんなが幸せになれるように、理想を持って、焦らず、町職員と歩調を合わせ、少しずつ前進していただきたいと思います。

もう1点、先日、佐川町の母親大会がありました。その実行委員会に健康福祉課の職員が実行委員として参加してくれました。その細やかな配慮はすばらしく、さすがだと思います。佐川町母親大会では、高知新聞で連載された重度の障害のある子供さんを育てているお母さんの講演を聞きました。お母さんはたくさんの方々と手をつなぎ、困難を克服するため毎日闘いながらも子供の成長を見守り、喜び、それをエネルギーに変えて毎日を生きていました。そして今も前を向いて生きています。重度の障害のある人たちのために次の行動を起こす準備を進めているそうです。

憲法12条では「国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない」と書かれています。

多くの困難を抱えているたくさんの方々のために、そんな方に寄り添い、それを発信し、改善していくことが議員の使命ではないかと感じたことでした。

では、質問に移ります。

まず1点目。災害後の対応についてです。2011年に起こった東日本大震災、あれからもう5年もたちました。被災後5年たっても、数千世帯が壊れた住宅で生活しているとみられるとの報道がありました。熊本地震でいろんな条件が緩和されてきていますが、仮設住宅に入るためには、全壊、全焼または全流出、大規模半壊、半壊の住宅を取り壊した場合、または取り壊すのが確実な場合という条件があります。半壊の家を修理できない理由の半数は金銭的理由だそうです。そして在宅被災者の多くが高齢者世帯です。支援金も、全壊、半壊で大きく違います。また一部損壊の場合は何の支援もありません。

しかし、実際に被害に遭った鳥取県や熊本県、兵庫県などでは自治体独自の支援を実施しています。災害対策は、一時的対策は市町村、災害救助は都道府県が実施責任を負っています。本来なら、最も身近で直接的な役割を担う災害救助法こそ、市町村が実施責任を負うべきですが、高知県でも被災後に困る人が少なくなるよう、今から準備を進めていただきたいと思いますし、国においても、法の抜本的改正を望みます。そういう災害後のきめ細やかな対策の必要性を、町としても県や国に発信していただきたいと思います。いかがでしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。国の被災者生活再建支援制度につきましては、災害救助法が適用されます一定規模以上の自然災害によりまして、家屋が全壊または大規模半壊となった方が住宅の建てかえなどをする場合に支援金が支給される制度でございまして、議員も言われましたように、一部損壊の方への支援金の支給はないところでございます。

また、先月に新聞報道でもありましたように、県レベルでのこの一部損壊に対します独自策につきましても、高知県では今、実施されてないところでございます。この中、本町では現在、地震対策としまして特に住宅の耐震化を重点に取り組んでおりまして、家庭の防災力の向上を図ります防災まちづくりサロンにおいても参加者へ耐震化の補助事業の説明を行いまして、住宅を耐震化していただくようお願いをしているところでございます。

先の鳥取地震での住家被害は全壊が12棟、半壊が95棟の被災件数に比べまして、一部損壊の軒数がですね、1万2,525棟となっております。当町におきましても、地震の発生後は、支援金の対象にならない一部損壊に該当する住宅も多数発生することが予想されるところでございます。このような場合には、災害復旧対策を立てる中で、発災後の損壊家屋の状況に応じて、県に対する要望についての判断をしていきたいというふうに考えております。

2番（坂本玲子君）

災害が起きてからではなく、災害が起きる前にそういう準備をしていただいたら一番いいのかなと私は思っています。今回は、熊本地震のとき、現実的に大変だったということについてお聞きしたいと思います。

被害に遭われた方は罹災証明が必要です。義援金を受けるためにも、仮設住宅に入るためにもそれがなくては前に進めません。ところがそれを判定する人が少なく、高知県からも応援の方が派遣されたとニュースで報道されておりました。鳥取県の地震から1カ月が過ぎましたが、罹災証明書を発行できたのはわずか2割だと報道されています。

佐川町にもしものことが起きた場合、佐川町にはこの罹災証明を発行できる体制はどうなっているのでしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。災害対策基本法では、市町村は災害の被災

者から申請があったときは遅滞なく住居の被害を調査し、被災者が各種の支援措置を受けるために必要な罹災証明を交付しなければならない、というふうに規定をされております。罹災証明書は、被災者生活再建支援金の給付や、それから、税の減免猶予といった各種の支援策の判断材料として活用される証明書でもございます。この罹災証明書を交付するためには、大前提となります住家の被害認定を速やかに行う必要がございますが、認定を行うためには、第一に十分な知識とそれから技術を身につけた人材を育成しておくことが必要となります。

こうしたことから、災害支援に加えまして、職員の認定技術の向上を目的としまして、本年の6月に、熊本地震で住家被害が発生した大津町、大津町へ職員を派遣いたしまして災害支援として被害住家の第2次調査を実施することにより、お手伝いをさせていただくことによりまして、職員の認定技術の向上を図ったところでございます。

また被害認定業務が行える人材も育成する必要がございますので、本年度には総務課から4名、チーム佐川推進課から1名合計5名の職員が住家被害認定士、この養成研修を受講いたしまして、認定士の認証を受けております。

なお、住家被害の認定業務は、発災後の一時期に集中することが想定されますので、今後は、多くの職員がこの認定士の養成講座研修を受講するようにいたしまして、被害認定業務が行える人材をできる限り多く育成していききたいというふうに考えております。

また発災後に、円滑かつ迅速に罹災証明書が発行できるよう町で用意しております被災者支援システムにつきましましては、システムを効果的に活用できるよう操作方法などについての職員研修を開催いたしました。今後は、災害対策の業務訓練時に実際に罹災証明書を発行する訓練を実施しまして、滞りなく罹災証明書が発行できるよう人材の育成を図っていききたいと考えております。以上です。

2番（坂本玲子君）

ありがとうございます。今回の研修で5人の方がその資格を得たと。まだそれも、もっと充実させていくというお話でしたので、本当にもし何かがあったときに、非常に安心だなというふうに思いました。そのほかにも、人材の面で考えますと、町職員の採用も考えなくてはいけないことがあるのではないかと思います。堀見町政に

なったここ3年間の採用で、佐川町出身の方が何人採用されたのでしょうか。また堀見町政以前の採用での町出身者の割合はどうなっているのか、お聞きします。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。堀見町長の就任前後3年間の新規採用職員の出身はちょっとあれなんですけども、受験応募時ですね、その居住の状態をちょっと資料を持っていますので、御披露させていただきます。

就任前、平成23年から25年度におきましては16人の採用がございました。そのうち11人が町内、5人が町外の住所ということでございました。

就任後の平成26年度から28年度におきましては、20人の採用がございまして、7人が町内、13人が町外というふうになっております。以上です。

2番（坂本玲子君）

町民の方にお聞きしますと、町民をもっと優先的に採用してほしいと。町民が安心して暮らすためにはまず仕事が必要だ。それなのに町外の人を多く採用しているのは不満だという声もたくさん聞きます。親にとっても身近に子供がいることで老後の安心にもなります。子育ても手伝うことができます。またこういった災害時にも町内の方なら安心です。町外の方を排除するつもりはありませんが、やはり、せめて半数以上は町内の方を採用する方針で臨んでほしいと思います。町長、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。半数以上を佐川町出身者でというお話でしたが、広く、佐川町のために一生懸命働いている方を採用したいなあというふうに思っております。数字でいきますと、私が就任してから20人中7名ということで過半数以下になっております。何が原因かというのは、細かく分析はしておりませんが、ありがたいことにここ3年間、採用試験への募集者の数も増えております。圧倒的に町外の方の募集も増えております。

母数の中で町外出身者の方の占める割合も多ございますので、まずは一次試験、面接重視ではやっておりますが、ペーパーの試験もあります。点数化されたもので客観的に合否を出しておりますので、なかなか難しい部分もありますけども、やはり試験の内容も佐川町

のことをよく知っているのと解けやすいとかですね、佐川町ゆかりの質問もしたりとかですね、そういう部分では佐川町の方がぜひ採用されればいいなあという思いは議員と何ら変わらないものというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

2 番（坂本玲子君）

町職になるには、本当に優秀な方がたくさん町職員として働いてくれるっていうのは、本当にいいことですし、たくさんの方の応募があつてのいろんな状況ですが、町民の声はそういうふうに、町内の方をできるだけっていうふうな声がありますので、ぜひ、その辺も考慮に入れて選考をしていただきたいと思います。

次、今霧生関で、大規模災害のときに役立つよう整地が行われています。非常に広大な土地が整地され、町民の方々から「あれは何ができゆうが」とたびたび聞かれます。あの土地に関して少し心配なことがあります。整地された後、土の地面のままではすぐに草ぼうぼうになり管理が難しくなります。整備されたヘリポートでさえ草刈りの問題が起きていました。整地後すぐに簡易舗装でもすれば、一定荒れるのを防ぐことができると思いますが、それについて今後どうするつもりなのか、お聞きします。

また、簡易舗装をする場合、費用はどれくらいかかるのかもあわせてお願いします。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。霧生関の防災拠点施設につきましては、町民の救助・救援に確実に対応でき、また後方支援基地としての役割をしっかりと果たしていけるよう、一定規模の救助・救援部隊が迅速かつ円滑に活動することができる防災拠点としまして、現在、緊急ヘリ離発着場を初め、自衛隊それから緊急消防援助隊、また警察災害派遣隊の宿营地として対応できるように整備を行っております。

このうち、自衛隊と緊急消防援助隊、また警察災害派遣隊の宿营地用地ののり面の部分の合計がですね、2万5千平米になっております。この2万5千平方メートルにつきましては、舗装などの施工を行いませんので、雑草が繁茂し近隣に迷惑をかけないように、また周りの景観を悪化させないように、特に雑草対策を念頭に維持管理をする必要があると考えております。

雑草対策の方法につきましては、議員から先ほどお聞きいたしま

した簡易舗装もございますが、アスファルト乳剤を散布する方法、また防草シートです。草を防ぐシート、防草シートを敷く方法、また芝やシバザクラなどといいます。地表面を覆うように低く生える、これをカバープランツといいますけれども、カバープランツを植栽する方法などが考えられております。

そこで、それぞれの方法について概算費用を試算するとともにメリット、デメリットについて比較、検討を行っているところでございます。比較、検討の概要としましては、簡易舗装は約 8,300 万円、また防草シートは約 6 千万円となりまして、費用が高額となること、またアスファルト乳剤は約 3,900 万円と、簡易舗装、防草シートよりは低額でございますが、1 年程度で雑草が繁茂する懸念があること。それからカバープランツは苗代と植栽費の合計で約 1,800 万円ですが、投資に見合う効果を十分に発揮させるには植栽後の水やりの管理が難しいといった内容となっております。

いずれの方法も費用が高額になることや耐用年数もあること、また管理面の労力が必要なことを考えますと、管理面積が広い本事業用地の雑草対策としては、適当ではないというふうに考えております。

こうしたことから、完成後の維持管理といたしましては、除草作業の委託により維持管理を行っていきたいというふうに考えております。

理由といたしましては、緊急ヘリ離発着場以外の用地につきまして、有効な活用方法が決まった場合に、簡易舗装とか防草シートなどを、構造物を取り除く必要がなく速やかに現場の工事などに着手することが可能であること、またシルバー人材センターからの見積もりを徴取しましたところ、年 3 回の除草で委託費用も年間 160 万程度と、耐用年数を考慮したり年当たりの費用で比較しても、簡易舗装が約年 830 万円になるわけでございますが、などより安価であること、以上の理由によりまして除草作業委託による維持管理を行いたいと考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

さまざまなやり方があり、その単価を計算した中で、除草という手法が一番いいんじゃないかというふうなことでした。が、そういういろんなやり方があると思うんですけれども、例えば、農地のない方とか、その土地を、野菜を植えるとか花を植えるとか、いろ

んなことを利用するとか、いろんな、今言われた以外にもたくさん
のアイデアがあると思うんですけれども、そういういろんなアイ
デアを、例えばネットで募集するとか、そんなこともまた考慮に入れ
ていただけたらなと思います。

次、災害では人命をどう守るかが最重要課題です。よって、発災
直後の災害による直接的な被災から命を守る一次被害の防止を重
視した活動である消防や自衛隊等による救出、災害派遣医療チーム
等の緊急災害医療の専門性が高い組織による救命等は、公的な体制
として整備されています。しかし、災害による影響は一次被害が防
止された後も続きます。次の段階では、災害による間接的な被災か
ら命を守る二次被害防止が必要となります。

東日本大震災では、避難生活の長期化等による二次被害により、
援護を必要とする人々が長期間にわたって発生しました。災害発生
直後の救命行為等で命が守られても、そのすぐ後から発生する介護
や援助等を確保するための緊急支援、その人の状況や状態に応じた
適切な場所への移動支援、災害から一定程度時間が経過した後のソ
ーシャルワーク的な支援による生活機能の確保等が必要です。要介
護や要支援の高齢者や障害者の状態が悪化しただけではなく、災害
前には対象外と考えられていた人々も援護が必要な状況に陥った
という実態があります。

そういった災害による二次被害を防ぐために、災害福祉に関して
も研究を進め、地域を守るシステムを構築していただければと願っ
ていますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この災害福祉、いわゆる避難所での生活、長
期にわたる生活の中での健康二次被害といいますか、そういった問
題についても東日本大震災、それからことしの熊本地震等でも、い
ろいろ話が出ているところです。

現在、佐川町におきましては地域防災計画、それに基づいている
行政のとるべき対応については、いろいろマニュアル化されて
いるところです。例えば一時避難所、拠点避難所、その福祉的な
配慮を必要とされる方の対応についても検討を進めております。具
体的には、福祉避難所というものはありますけれども、福祉避難所
に全員の、例えば、配慮を要する方が避難されるというわけではな
くって、いわゆる拠点避難所、一般的な避難所にも避難をされる方

がおいでます。お年寄りであったり、子育て中のお母さんであったり、もちろん赤ちゃんであったり、障害がある方、も避難されると思います。そういう、される場合に、やはり拠点避難所のほうでも、福祉的な、例えばスペースを事前に配置をして計画を立てている、そういった検討も、今進めております。

それからもちろん、避難所運営の中でのそういった方々への配慮をしていく、生活していく上での配慮、それからもちろん保健師等の巡回的なそういった相談、それから長期にわたりますと、恐らく避難所の中での運営については自主的な運営をしていただかないかん、そういうところもありますので、そういった運営の規則正しい運営、そういったものについても考えていく必要があるということで、特に、今昨今ですね、そういった福祉的な配慮を求める部分については、そういった一般の避難所の中でもですね、そういう配慮ができるような体制でということ、これは行政の中でもですね健康福祉課、それから防災の主管課であります総務課、そういったところとですね、話を現在進めております。

それからもちろん福祉避難所についてもですね、協定指定を進めているところですが、そういった協定だけでなく、専門的に支援ができる方の確保、そういった部分についても順次、災害に応じての事前のそういった話し合い、そういったものも今後進めていきたいというふうに考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。本当に過去に学びながら大災害での被害を最小限にするために、さまざまな対策をしてくれています。その姿勢はすばらしいと思いますが、災害後、町民ができるだけ早く日常生活を取り戻せるよう、また避難生活による二次被害を防げるよう、これからもさまざまな対策を今から構築していただきたいと思います。

それで1問目を終わりました、2問目、ちょっと順番を変えてましてマイナンバー制度の運用について、まずお伺いします。

まず初めに、住基ネットについてお伺いします。

住基ネットでのカードの利用率は極めて低く、その存在価値はもうないように思われますが、マイナンバーを使うことで住基ネットのシステムはどうなるのか、併用するのか、マイナンバーに統一するのかを、まずお聞きしたいと思います。

町民課長（麻田正志君）

お答えいたします。まず住民基本台帳カードにつきましては、個人番号カードを交付される方につきましては、住民基本台帳カードは併用して利用することができませんので返還していただくということになります。また住民基本台帳カードにつきましては、現在、有効枚数が160枚ということになっておりまして、住基人口で割りましたら1.8%ということにはなっております。以上でございます。

2番（坂本玲子君）

ありがとうございます。その10年以上たった住基カードについて、その住基のシステムについて、住基カードの評価はどうでしょう。一定、役割を果たしたと思いますか。

町民課長（麻田正志君）

お答えいたします。住基カードの評価ということですが、住基ネットの評価ということになりますと、住基ネットといいますのは、住民の方々の利便性の向上と、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳、これをネットワーク化して全国共通の本人確認ができるシステムとして構築するものというふうになっております。

その住基ネットでできるようになったことといいますと、住民基本台帳に記録されているものであれば、手続なしに、基本的に誰でも利用できるものというのがございます。例えて言うなれば、パスポートの発給申請などの際の住民票の写しの添付が必要でありましたけれど、これについて省略することができると。あと年金の現況確認の届け出の省略といたしまして、以前は住基ネットが稼働する前は年金を受給されている方とかは現況確認の届け出をする必要がありましたけれど、住基ネットを利用することによりこの手続が省略されております。その他には、居住地以外でも住民票の写しの交付を受けられることができるということが、この住基ネットで、基本的に誰でも利用できるということになっております。

そして住民基本台帳カードのほうについてでありますけれど、住民基本台帳カードの交付を受けると利用できるものとしたしましては、身分証明書としての利用ということが主なことになろうかと思えます。それのほかには、イータックスなどの電子申請が可能ということになっております。

そういうことを考えまして、住基ネットシステムにつきましては

一定の、当然住基カードがなくても利用ができますので、一定利用がなされておると思います。ただ住基カードにつきましては、先ほど言いましたように、交付が大体、今現在で 1.8%程度ということになっておりますので、身分証明書としての利用等の利用が少なかったのかなというような感想を持っております。

2 番（坂本玲子君）

理屈ではいろんなことがあります、現実的に住基カードたったの百何人ということは、そういう住基カードについての施策は無駄だったんじゃないかなと、私は感じています。住民へのメリットもほとんどなく、非常に多くの税金が無駄に使われたことは明らかではないでしょうか。

国の施策ですので、佐川町独自の責任ではないのですが、こういった無駄をできるだけ少なくするために、国や県に向けて意見をきちっと言い、住民サイドに立った施策が展開されるように望むものです。

さて、マイナンバー制度が始まって 11 カ月がたちました。まだまだ何かわからないという方がたくさんおいでます。そこでお聞きします。この 11 カ月間で、個人番号カードの発行枚数はどれくらいになったのか、教えていただきたい。また通知カードは、全員、町民に向けて届けられたのかも、あわせてお伺いします。

町民課長（麻田正志君）

お答えいたします。個人番号カードの発行枚数は、12 月 1 日現在で 633 枚ということになっております。11 月末の住基人口が 1 万 3,235 人ということになっておりますので、単純に、これで割ってみますと、割合は約 4.8%ということになっております。

次に、通知カードの未到達数ということになります。通知カード自体は書留郵便で世帯主宛てに送付されるということになっております。この未到達数につきましては 50 件、50 世帯ということになります。これの割合ですけれど、平成 28 年の 11 月末現在の世帯数が 6,106 世帯ということになっておりますので、単純に割りますと 0.8%の世帯にまだ届いていないというふうな状況でございます。

2 番（坂本玲子君）

ところで届かなかった人については、どういう理由で届かなかったんでしょうか。

町民課長（麻田正志君）

お答えいたします。通知カードにつきましては、原則として住民票の登録のある住所に送付されるということになっておりまして、例えば家にいなくてよそにおる方が転送届とかまだありますけれど、あの転送につきましては、転送不可ということで転送がされません。それでそういう方につきましては、昨年の広報等でお知らせもしておりますけど、居所情報の登録についてのお知らせということで、住民票の住所地に住まわれない方につきましては一定の条件に該当する方につきましては、そちらに送るという制度があります。

対象といたしましては、東日本大震災の被災者の方、DV、あるいは児童虐待等の被害者で住所地以外の場所にお住まいの方、あるいは医療機関や施設等に長期間入院・入所が見込まれまして、かつ住所地に誰も居住してない方など、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない方と、いう方につきましては、居所情報の登録を事前にしていただくということで、そちらのほうに送付されることになっております。

それで御質問のありましたその届いてない世帯の方につきましては、今言いましたようなこういう登録がなされてない方、例えば入院とか、御家族の方、町外とかに御家族がおられまして、単身のお年寄りの方がそちらで住まわれていると、そういう方が多いんではなかろうかと考えております。以上でございます。

2番（坂本玲子君）

さまざまな理由があると思いますが、そういう届かない方っていうのが、本当に番号が必要なきにはどうするのかと、私は心配をするのですが、ぜひですね、いろんな理由をきちっと調べながら、そこへ対応できるようにしていただきたいなと思います。

マイナンバー制度は、またたくさん税金を投入して導入されました。住民の方々は、税金の徴収が厳しくなるだけではないかとか、福祉の切り捨てに使われるのではないかという話をしています。社会保障や税、災害対策の分野において、公正な行政事務が展開できる、行政事務の簡素化になるとの答弁をいただいておりますが、現実のところ、どう展開できるのか、知恵を絞っていただきたい。せっかくこういう制度ができたのですから、それが町民の幸せのために活用できる、そういうふうにつなげていただきたい。

例えば、生活困窮者、災害弱者、障害者や要介護者、そういう方たちの情報がつながることによって、行政では知っていることでも申

請が必要で住民の方々には知らないというようなことがたくさんあります。それらを知らせたり、自動的に申請とみなすことで、住民にメリットとなるような施策の展開をお願いしたいと思います。

さて市町村は、毎年5月に、事務所で働く人が納める住民税の額などを記した通知書を事務所に送付しています。ところが総務省はマイナンバー開始に当たり、通知書の書式を変更させ、12桁の番号記入欄を新設したと聞いております。

しかし、マイナンバーは本来、行政の中での運用で十分であり、本人の意思を無視し、事業所に役場からそれを勝手に知らせる必要はどこにもないと思います。それについて、どのようにお考えなのか、通知書に番号を記載する理由、必要性は何なのかをお答えいただきたいと思います。

税務課長（田村秀明君）

お答えします。町より各事業所に送付します住民税の通知書は、法令により、毎年5月末までに通知することとなっており、佐川町では毎年5月10日をめどに発送しております。平成29年度より、法令により通知書には個人番号、マイナンバー欄が追加されます。この欄に記載するかしないかの御質問ですが、現在、検討中でございます。

記載する理由と必要性なんです、町独自の理由ということではなしに、マイナンバー法の中で、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正の社会の実現のため、記載することは前提になっているという中でですね、記載をするようになってます。必要性についてもですね、法令に基づくものであって、町が独自に判断をせず、記載しないということではなしに、根拠的にもマイナンバー法ですね、第19条の第1号の規定によって提供するというようになってます。以上です。

2番（坂本玲子君）

様式があっても、それに全部記載する必要があるということはないと、私は思います。例えば、源泉徴収票なんかには個人向けにはその番号を記載しなくて、税務署に提出する分には記載ということになっておりますので、その必要がないのに書いて、漏えいのする新たなリスクを負うってということはいかがなものかと。

通知書に番号を記載することは、やはり個人や事業所の意思を無視するものではないでしょうか。また番号の漏えい、紛失の危険性

と、事業所への新たなリスクや負担を押しつけてしまいかねません。また、これを郵送をする場合、どういう郵送の仕方をするのか、一般郵便で送るのか書留で送るのか、その一般郵便で送ることは、漏えいとか紛失の危険があります。

実は、この質問をする前に税務課長と話をしました。課長は、今は固定資産税も普通郵便で送っていると。そのほうが個人情報も多く含んでいるのではないかという話がありました。私も、そうかなあと思いましたが、しかし、自分の資産を公開しても罰せられることはありませんし、公開を禁ずる法もありません。しかしマイナンバーでは違うのです。自分のナンバーを公開してはいけません。自分のナンバーをネットに公開したとして、それを削除するように命ぜられたという報道がありました。また、他人のナンバーを公開したとして逮捕された報道もありました。

個人情報でいうと、資産公開のほうはずっとたくさんの情報になると思いますが、実際の罰に当たらないのです。今は大した情報ではないかと考えますが、将来的には大した問題になるかもしれませんし、マイナンバー制度にはしっかりと罰則規定があります。受け取るほうもその責任者に直接でないといけません。受け取った後の管理も大変です。

ぜひ、その通知書に番号を記載するというのを今検討されているということですが、記載しないという選択もあり得ると思いますので、そういう法律に、いろんなリスクを考えて、ぜひ実施をしていただきたいと思います。

3問目に移ります。放課後子どもプランについてです。

実は、この件につきましては、これで質問が3回目です。前回、28年3月の議会でも質問をいたしました。放課後の子ども教室、児童クラブについて再度質問をいたします。前回の質問で、時間帯や開催日数、体育館の使用など前向きに検討していただけたとの返答をいただいております。

放課後児童クラブの時間帯が広がり開催日が増加し、冬休みなどにも実施されるようになり、保護者からは感謝の声が聞こえてきました。しかしまだ十分ではありません。まず、長期休暇中の開催の時間帯ですが、今の子ども教室、児童クラブの時間帯はどうなっているのか、お答えいただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。長期休暇期間中でございますが、原則 9 時から 18 時となっております。なお長期休暇中に早期受け入れの希望がある方につきましては、佐川小学校のナウマンクラブは午前 8 時 15 分から、斗賀野小学校の子ども教室については、午前 8 時 30 分から受け入れをしております。黒岩と尾川につきましては、早い時間帯での受け入れが現在ございませんので、原則どおり 9 時から受け入れということで進めております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

もう 1 点、長期休暇中の開催、春休み、夏休み、冬休み、それでその開催の期間はどうなっているか、ナウマンのほうとそれから子ども教室のほうではどうなっているか、お聞きします。

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 36 分

再開 午前 11 時 37 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず夏休みは、夏休み期間中全て基本的に対応しております。冬休みにつきましては、年末は 12 月 28 日まで。年始は 1 月 4 日から受け入れをしております。それから春休みにつきましては 3 月 31 日までということで受け入れをしております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

それはナウマンでの開催日だと思いますが、子ども教室ではどうなっていますか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。子ども教室につきましては、春休みを拡大するというところでやっております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

教室は、夏休みはやっている。夏休みはもちろんやっていますね。それで、春休み、冬休みはどうなっているのか、再度お答え願います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。放課後子ども教室につきましては、春休みを受け入れるということでやるようにしております。

2 番（坂本玲子君）

では、冬休みはやってないということですか。

教育長（川井正一君）

私のちょっと手元の資料が十分でないかもしれませんが、昨年度の会のときには、放課後子ども教室は春休みを拡大するということで運営委員会で説明をさせていただいております。児童クラブにつきましては、先ほど言いましたように、冬休み、春休みをやるということでお話をさせていただいております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

では、冬休みはやってないというふうに理解してよろしいですか。

保育所では、働く保護者のため、朝は7時ないし7時30分から開かれています。また夕方6時ないし7時まであいています。当然学校でもそういった保護者がいますし、安心して働くためにはその時間帯に近づけていくことが大切ではないでしょうか。

来年度に向けてぜひ朝ですね、この8時15分という時間が、お母さんが仕事に行けるのか、これで。実際は行けなくて自分でお金を出して人を雇ったという事例もございますので、せめて7時30分から夕方6時までという形にさせていただきませんか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、子ども教室のその年間の拡大でございますが、制度上、放課後子ども教室は年間240日未満という一定、枠の縛りがございまして、そういったことも勘案しながら、今、拡大に努めてきたというところでございます。

それから、夏休み期間中の早い時間帯での受け入れでございます。そういう声があるということ、私ども十分承知しております。ただ、人の、要は支援員さんの確保、そこが今まで十分できておりませんでした。今後そういった人材の確保、そういったものに努めて、人材の確保ができるようであれば、希望にできるだけ沿うような方向で検討したいと考えております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

人材の確保は本当に難しい、いろんな苦勞をされているということは存じておりますが、やろうと決めれば何らかの手はあるはずで

す。ぜひですね来年度の予算もきちっと取って、それができるような体制をしていただきたいと。ということは、その人さえおれば、やるというふうに理解をしてよろしいということでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。時間の確約はできませんが、できるだけ早くという要望はお聞きしておりますので、私どもとしてもそういった要望に沿うべく人材の確保に努めてまいります。以上でございます。

2番（坂本玲子君）

先ほど子ども教室と児童クラブには開催日数に違いがあるということ、それは基本的に私も存じておりますが、斗賀野や尾川、黒岩で、両親が働いている家庭にとっては、クラブがないことにより、冬休み、春休み、振りかえ休日の日、子供を放置してするしかない御家庭もあろうかと思えます。佐川町では、人数が足りなくてクラブにはできないと。それゆえ教室は、クラブとしての機能も必要とされているということは、御理解いただいていると思えます。それも十分わかっておられるということでしたので、クラブでできることは教室でも順次実施をしていくことが必要だと考えますが、その点いかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。両方の制度、それぞれのよさがございますし、またそれぞれにデメリット的な部分もございます。いわゆる放課後児童クラブというのは、働く御家庭の支援が、これが大前提でございます。そういった中で、今現在それをやっておりますのは、佐川小学校のナウマンクラブだけでございます。そのほかの地区についても、そういった御要望がどの程度あるのか、また具体的にですね、私どもに対して、例えば尾川、黒岩、斗賀野から、こういったことで、というなことが特に具体的なものとして要望が上がってきておりません、今の時点では。そういった、今後、そういった保護者の皆さんの意向も支援員さんを通じてお聞きして、どういった対応ができるのかは今後検討していきたいと考えております。

2番（坂本玲子君）

ぜひですね、どこに住んでいるかでその子供たちが放置されるのかされないのかっていうふうなことがないように、親からそういう声が上がってからじゃなくって、調査をしてみて、本当に必要な子供がいるのかいないのか、そういう調査をするということも必要だ

と思いますが、いかがですか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。基本的に、今まで調査をしておりませんでした。ただ、それぞれの教室、クラブには支援員さんが何人かおられますので、そういった支援員さんを通じて、保護者さんの御意向など、今までお伺いしてきております。そういったことは引き続きやっていきたいと思っております。以上でございます。

2番（坂本玲子君）

ということは、別途に調査をする考えはないという意味ですか。

教育長（川井正一君）

いわゆる新子ども・子育て支援制度ができたときに、いろんな調査はさせていただいております。まず、そういう調査が大もとにございます。そういったのを踏まえて、日ごろ保護者の方と支援員が接する機会多々ございますので、支援員のほうから保護者の皆さんに、御意向を聞くという意向調査的なものはできると思っておりますが、ただ、改めて文書を配って、全町調査というなことは現時点では考えておりません。従来その新子育て支援制度のときの調査をもとに、また日ごろ聞いた、支援員の保護者からの聞き取り、そういったものを合わせて、今後検討していきたいと思っております。以上です。

2番（坂本玲子君）

子育てプランを立てるとき、新子育てのあれをするときに、アンケート調査をしました。あの中で保護者の方が、放課後児童クラブが何か、放課後子ども教室が何かを、しっかりわかって答えた方は非常に少ないんじゃないかと、私はアンケートの結果を見て思っております。

だから、あれで全部、ニーズが拾えたかという、そうではありません。それに、対象を全町でやるというのは大変だと思いますが、本当にしっかり、そういうその支援員さんにお尋ねしてください。そうしないと、私たちのところには、そういう声は聞こえています。そういう方がおいでということは現実にありますので、それを把握できないということは、今のそのやり方では十分ではないということではないかと思うので、ぜひそこの辺をきちっとしていただきたいと思っております。

ナウマンクラブでは、本年度は夏休みだけの利用についても可能

になりました。狭さを解消するために教育集会所でも受け入れをしていただいたと聞いております。係の方がさまざまな工夫をして子どもたちが伸び伸びと過ごせる場を提供してくれていることに感謝しています。

以前、体育館の開放をお願いしました。体育館の使用について、学校との協議をするとのお答えをいただいておりますが、その協議の結果はどうなったのか、使用の状況はどうなっているのかをお聞きします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。体育館の使用につきましては、学校と協議しまして、学校の行事に支障がない場合は使用可ということで学校と確認しております。また雨天のときなどに体育館が実際利用されたという実績もございます。以上でございます。

2番（坂本玲子君）

それは全ての学校でそうでしょうか。各学校ごとにそういうことはされていると、利用されているということでしょうか。

教育長（川井正一君）

原則、学校と話をしまして、体育館は学校の行事に支障がない場合は使用可ということで確認はしております。ただ、現実問題として、体育館の利用が全てにあったかどうか、そこを、細かい点までは確認しておりません。

ただ、ナウマンなんかは体育館を使ったということは聞いております。以上でございます。

2番（坂本玲子君）

私は、その支援員をしている方から、体育館が使えたらいいのになってという話を聞いて、ええっ、それはおかしいねという話をしたんです。現実的に、学校が支障がない場合に使えるということの連絡とか、そういうのを支援員さんにもきちんと伝えて、そういう便宜が図れるんだということを御存じない方もおいでますので、ぜひその辺は徹底をしていただきたいと思います。

次に、各地域で障害のあるお子さんも積極的に受け入れていただけるようになってきました。しかし、できれば、長期期間中も毎日ナウマンで受け入れてもらいたいとの声を聞きました。学習や水泳などの加力の後でも再びナウマンに帰れるようにしてほしいということも言っていました。障害のない子供ではそういった受け入れ

をしていますので、障害のあるお子さんでも受け入れるのは当然だと考えますが、それについてもお答えいただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。障害のあるなしにかかわらず受け入れする、これは原則でございます。ただ、平日の場合ですと、大体2時間程度の受け入れになるんですが、夏休みの期間中になりますと、朝早いところでは8時過ぎから夕方6時まで、長期間に障害のある方の対応となりますと、ほぼマンツーマンに近い形になる場合もございます。そういった面で、これの一番のネックは人材の確保ということになります。いろいろお願いして、ことしも支援員さん、もう少し受け入れ可能かどうか、いろんなことでお願いをした結果、残念ながら毎日受け入れができなかった。それは、支援員の確保ができなかったということが原因でございます。支援員の確保さえできれば、私どもとしては障害のあるなしにかかわらず受け入れをしたいというふうに考えております。以上でございます。

2番（坂本玲子君）

その障害があるなしにかかわらず受け入れるのが基本というのは、もちろん当たり前です。障害のある子供さんを受け入れるために、人員の配置を手厚くしているというのは事実だと思いますが、それは違いますか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。その障害のあるお子さんのために人員を手厚くしておるんですが、その手厚い人員の配置が毎日できていない、というのが現状でございます。結果的に毎日受け入れることができなかったということでございます。

2番（坂本玲子君）

基本的にそうなっているというのであれば、それは人材を確保してやるべきことですので、ぜひ来年度からはそういう方向でやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

教育長（川井正一君）

今年度につきましても、私どもとしては希望に沿うように努力したところがございますが、結果として、残念ながら毎日支援員の確保ができなかったということでございます。来年度につきましても、できるだけ支援員の確保に努めていきたいというふうに考えております。

2 番（坂本玲子君）

本当に、人の確保は難しいというのは私も重々知っております。私たちが現場におるとき大変でした。けれども、そういう希望がある場合には、最大限の努力をされたと思いますけれども、なお一層努力をされて、やはり子供の成長のためにも、みんなの中で過ごすってことは非常に大事なことです。来年度は今から準備をしていたらまだ大分ありますので、ぜひですねそうやっていただきたいなど。佐川町の子どもたちが健やかに成長できて、保護者の方々が安心してお仕事ができる、親も子供もサポートできる体制づくりをしていただきたいと思います。

ちょっと話はそれますが、町外からの移住者の方で困っていることを話してくれました。それは町の奨学金の制度で、保証人には町内在住の方が2人必要で、1人は親がなくても、ほかに親戚が佐川町にいないと。結局、奨学金を申し込めなかったと言っていました。佐川町は移住を推進しているところですので、こういうところも改善して行ってほしいと願っています。これは通告をしてなかった内容ですので、お答えできなければ結構ですが、ぜひそういうところも改善してやっていただきたいと願っています。

あらゆる可能性を検討して、子供たちが最善の育ちができるような環境づくりをよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（藤原健祐君）

以上で、2番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

ここで、食事のために1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時30分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

4番、森正彦君の発言を許します。

4番（森正彦君）

4番議員の森です。質問の前に少し所感を述べさせていただきます。先般、議会の研修で地域づくりの先進地、長野県小布施町で視

察研修をさせていただきました。たくさん研修をさせていただきました。議会改革、まちづくり、そして図書館ほか。その中で特に地域づくりの点について感想を述べさせていただきます。

この長野県小布施町の地域づくり。実際に見せていただきますとですね、非常にすばらしい。本当に感心した、あるいは感動した。これは、立地条件も非常によいという場所でもあります。温泉もあるし、東京にも近いし、新幹線も通っていると。また長い間地域づくりやってきましたので、見せていただいた中でですね、こんなことはもう佐川ではこりゃようせんわと。できないわというふうにも思いました。何か、悔しいような気分でもありました。

けど、よう考えてみると、構んと。俺たちには俺たちの愛するふるさと佐川があると。美しい、みんなの愛する斗賀野があると。そこで楽しく暮らせるようにみんなで力を合わせて頑張りゆうと。町だって、みんなで総合計画をつくって明るく楽しい未来をつくっていきゆうと。それに、よそにも誇れる自然や歴史、文化もある。特産物もあるし地酒もある。明るい人の生活もある。上等じゃいかと。待望の集落活動センターもできるし、よし、これからも頑張るぞという思いでした。で、頑張るパワーを充填するよい機会となりました。

図書館も見せていただき、非常に参考になりました。ありがとうございました。また議員だけでなく、町の職員、課長の皆さんたちと一緒に研修したことも大変これは共通の課題を研修する機会として非常によかったんじゃないかというふうにも感じました。

それでは質問に入ります。まず最初に、平成29年度予算、当初予算の編成方針についてお伺いします。次年度の予算編成の時期となりました。平成29年度の当初予算編成の基本方針、重点事項、新しい事業、またことしは第5次総合計画が策定されて2年目の予算編成でございますが、計画に基づくまちづくり等含めて御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。来年度に向けての町の予算編成方針ですが、私のほうで作成する部分と総務課のほうで用意するものとありまして、それを1つにして最終的には各課に、課長に、編成方針として打ち出しているところではありますが、私のほうで打ち出しているものについて、私から説明をさせていただきます。

たいと思います。

まず町の経営理念につきまして、これはもうずっと変わっておりませんが、全ては佐川町を幸せな町にするため、住民の幸せのためにということで、これを大きな方針として打ち出しております。中期的な方針としまして、人が一番の財産である。佐川町の人が生き生きと輝く町をつくる、と。これも変わっておりません。これは3年間変わっておりません。その大きな柱のもとに、2017年度の、来年度の佐川町の方針としまして、第5次佐川町総合計画に基づくまちづくり。アクションプランを確実に進めていくために想像力を働かせ、主体的に考え、地域の課題を解決し、少しでもより幸せな町をつくる。これを来年度の目標に考えてます。

その中で、各課に期待することということで毎年各課に提示をしております。これは、午前中松浦議員からも御質問をいただきましたが、私の公約に基づいて毎年毎年期待することの中に盛り込んで指示をしているところもありますが、新しい事業ということで御質問ありましたので、少し説明をさせていただきますと、総務課につきましては、町としての住宅政策を検討し、計画としてまとめること、と。町としての住宅政策、これを一つテーマに掲げております。あと、今も取り組んでいることではありますが、防災まちづくりサロンを着実に進めていくことということ、去年は盛り込んでおりませんでした、ことしの予算編成方針の中には明確に盛り込んでおります。

チーム佐川推進課につきましては、ブランディング。ブランド戦略ですね。ブランディングと情報発信にチャレンジをしていくこと。あと観光面としまして、幕末維新博を核として観光施策を着実に進めること。これを、期待することとして上げております。

あと、新しくということで、教育委員会に対していくつか提案をしておりますが、ふるさと教育について抜本的な見直しに取り組むこと。幕末維新博において文教のまち佐川を発信すること。あと、今年度予算をつけて議員の皆様から御承認いただいて町民プールの天井の耐震化、あと空調を入れての環境の改善ということ取り組んでおりますが、町民プールの活用を含めスポーツ健康増進施策を検討することということを教育委員会には提案をしております。

あと、農業委員会につきましては、法改正に基づいて新しい農業委員会が発足いたしますので、新しい農業委員会の組織づくり、運

営を確実に行うこととということを新しく予算の編成方針に、各課に期待することという内容で盛り込んでおります。以上です。

総務課長（横山覚君）

私のほうから、ただいまの町長の予算編成方針を受けてですね、予算事務要領というのをつくっております。中には細かい指示もありますけれども、例えば、他課との連携を図った事業展開をすることとか、年間総合予算の徹底をすることとか、事業の必要性の確認をきちっとすること、そういうふうな事務手続を経てですね、つくられているわけですが、総じて、課題等がありますので、そこをちょっと紹介させてもらいたいと思います。

今般、財政の課題にしましては、将来的に財政負担となることが予想されております公共施設等の老朽化対策、これが大きな課題となってまいります。

このため長期的な視点をもって公共施設等の管理を計画的に行うことが今求められているところでございまして、近年、依存財源の割合が高くなる傾向がある中で、自主財源のさらなる確保に努めることとし、さらに扶助費や介護、後期高齢者医療などの保険会計への操出金など、社会保障関連経費が引き続き増加し、財源不足が見込まれる厳しい財政状況となることも予想をされております。

少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少によりまして、社会構造が大きく変化していくことから、医療や介護などの社会保障関係費が増加する状況が常態化することを踏まえまして、職員には限りある財源を最大限有効に活用し、創意工夫のもと予算編成に当たるよう指示しますとともに、当初予算編成の段階では一層の事業の再編・再構築を行い、財源不足を基金の繰り入れに依存しない収支が均衡し案定した財政運営を確立するために、さらなる行財政改革に取り組んでいこうと考えてます。以上です。

4番（森正彦君）

ありがとうございました。町長の命を受けての総務課長名で通知がされておるわけでございます。その通知を見せていただきました。先ほど町長から説明がありましたように経営理念、中期経営方針、佐川町経営方針、それから行動指針、各課に期待することという内容で通知されております。

特に最初の経営理念では、全ては佐川町を幸せな町にするため住民の幸せのためにとということが出ております。やはりいろんな物事

を成し遂げた人のお話を聞くときに、夢を追い続けること、思い続けること、あるいはあきらめないこと、そういうことをよく耳にするわけでございます。

先ほど松浦議員と町長との議論の中で、新しい町をつくっていくということは、やっぱりそういった理念、あるいは方針を常に持ち続けることであるというふうに私も思うわけでございます。

この予算編成方針については、以前の事務的な通知とは全く違った内容でございます。理念、計画、方針が明確に示されていて本当によく理解ができました。また各課に期待することでは、課の課題や取り組む方向も明確に示されています。住民目線に立った政策の推進、チャレンジということもありまして、大変ありがたく頼もしく思いました。

各課の課題等を明確に示されていますので、余り質問する項目はありませんが、まず1つ、平成28年度は黒岩保育所の新築、3地区での集落活動センターの建設、霧生関の整備等の大型事業があり予算が膨らんでいました。29年度に想定される大型事業はあるでしょうか。どのようなものがあるでしょうか、お聞きしたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。ちょうど予算編成の関係が、12月2日までが入力でございますので、まだ中を詳細に見ておりませんので、ちょっとここで発表することができません。申しわけございません。

4番（森正彦君）

まだ編成段階であるので、ここで申し上げれる状況ではないということのようです。が、そういうことであると、あんまり大きなものはないのかなあというふうな受け取り方もできるのかなあというふうに思いました。

次に、地方創生に関する事業ですが、28年度は1年目で多くの事業がありました。ことしはどのような事業が考えられているのでしょうか。あるいは継続する事業なんかの確認をしたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

森議員の御質問にお答えをさせていただきます。来年度平成29年度における地方創生事業につきましては、現段階ではまだ国からの申請等についての情報は入っておりません。町としましては、平成28年度からの取り組み、事業の継続が主な取り組みとしたいと思っております。

例えばですね、自伐林業の研修会の充実とか、佐川発明ラボにおいては施設の充実や運営などを予定をしているところでございます。予算については1年目の当初にですね、最初の地方創生の段階で3年間の計画等を提出、申請させていただいておりますので、平成29年度当初予算につきましても歳入歳出に計上させていただくという予定としております。

4番（森正彦君）

地方創生、去年は初年度でございましたので、いろいろ、マスコミの中でもいろいろ地方創生の言葉が出てきました。ことしになると、どうもそういったニュースが流れてこない、何かこう尻すぼみになっているんじゃないかなあというふうな感もあっておりました、この質問をさせていただいたわけでございます。

具体的なものはまだそれほど、自伐、ラボとか発明ラボ、そういったことのようにですが、地方創生についてはですね、これは息の長い事業であると思いますので、成果を上げられるようにですね、継続をしていくべきだというふうに思います。

先ほど、総務課長のほうからもありましたが、予算編成作業はですね、今後十分ではない財源の中で大変な作業になると思われまので、英知を結集してですね、乗り切っていただきたいと思っております。御答弁ありがとうございました。

内容がよろしいものですからあんまり、それと時期的なものがありまして短い質問にはなりましたが、方針というものがよくわかりましたので、よかったと私は思っておりますのでございます。

続いて、順番が若干違いますが、農業委員会の件についてお伺いしたいと思います。今年の4月1日に、改正農業委員会法が施行されました。佐川町でも来年、平成29年の7月には、新しい制度の下での農業委員の選任があります。そのための条例の改正案が今議会にも上程されています。

この一般質問では、改正農業委員会法への対応や農地利用最適化にどう取り組むかについてお伺いします。まず最初に、現行の農業委員会の役割と現状、どのような業務をされているのかの確認をしたいと思っております。よろしくお願ひします。

農業委員会事務局長（公文博章君）

森議員の御質問にお答えいたします。まず現行の農業委員会の役割について説明をさせていただきます。現行の佐川町農業委員会では

は定数 17 名の農業委員によりまして農地の売買、貸借などの権利移転の許可、農地転用許可に関する都道府県知事への意見具申、農地の斡旋、農業政策に関する行政庁への建議、農地利用状況調査、遊休農地所有者に対しての指導・勧告、農地台帳の整備・公表などを行っております。以上です。

4 番（森正彦君）

ありがとうございました。今回の農業委員会法の改正は、国の規制改革会議での農業委員会や農地制度、農協制度の改革の一連の動きの中から始まったものであります。規制改革会議の提言ではですね、農業委員会や全国農業会議所、農協中央会は不要で、かえって農業の発展の妨げになるという荒っぽい内容もありました。

しかし、実際に町村の現場でもですね、この農業委員会の制度や業務のあり方に改革の必要がある状態になっていたのではないかと私は思っております。業務の内容が農地関係のみに近い内容になっていたりですね、一筆調査に象徴されるように、専業の農業者ではこなせない業務もありましたし、農業振興の議論や建議ができていく状況があったと思われれます。また選挙での選任についても問題があったように私は受けとめておるわけでございます。形骸化している状態というような状態もありました。

私は、今回の改正は、それを改善しようとしたものと受けとめています。今回の改正で、委員は市町村長が議会の同意を得て任命するとなっておりますが、その選任についてどのような要件があるのか、またその手順やスケジュールについてお伺いします。

農業委員会事務局長（公文博章君）

農業委員会の選任についてお答えをいたします。新たな農業委員の選任につきましては、これまでの選挙で選ぶ公選制を廃止して市町村議会の同意を要件とします市町村長の任命制となっております。その際、推薦及び募集を実施することとなっております。推薦及び応募のあった方から市町村長は選任議案を作成しまして、市町村議会に同意を求めて市町村長が任命をするという形になっております。

農業委員の定数は、委員会を機動的に開催できるように現行の定数の半分程度にすることとなっております。そのうちの過半数を原則として認定農業者とするようになっております。また、青年、女性を積極的に登用すること、それから農業者以外の中立的な立場

で公正な判断ができる者を1名以上入れる、ということとなっております。

今後のスケジュールについてですけれども、佐川町農業委員会は来年度7月の20日に体制の改正をすることとなっております。それに間に合うように今考えているスケジュールですけれども、この12月定例会で委員の定数等の議案を提出させていただいております。これを承認していただければ、同意して承認していただければ、議会閉会後に公募要項を発表しまして、応募用紙を配布いたします。また、町広報や町ホームページにも掲載いたします。

年明け1月から約1カ月間、推薦、公募の受け付けを行いまして、2月中に農業委員の選任案を作成しまして、3月議会、次の定例会で議会の同意をいただければ、その後に町長が任命をするということとなっております。以上でございます。

4番（森正彦君）

公募をするということですが、推薦、団体の推薦とか、あるいは個人の推薦、あるいは自薦、そういったこともあるということですか。

農業委員会事務局長（公文博章君）

森議員のおっしゃられるとおり団体からの推薦、または個人からの推薦、または自薦等のやり方があると思います。以上です。

4番（森正彦君）

委員の中で、委員の過半が認定農業者であるということのようですので、これは地域の中から、状況をよく把握、理解した人が選ばれるということになると思います。新制度で、佐川町は農業委員を現行の17人から9人に、そして新しく農地利用最適化委員を13人選任するということを聞いておりますが、この農業委員と農地利用最適化委員の役割の違いはどうか、そしてこれ17人から22人になると。単純にそう言えるかどうかはわかりませんが、人員を増加した、充実したということの狙いはどういったことなのかをお伺いしたいと思います。

農業委員会事務局長（公文博章君）

お答えいたします。新たな農業委員会の事務としましては、農業委員と推進委員が分担、協力をして、行うこととなっております。農業委員の役割としましては、主に委員会に出席をして審議、決定を行うこととなります。新設される農地利用最適化推進委員の役割

は、担当区域におけます農地等の利用の最適化の推進のために地域の農業者などと話し合いをし、農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積、集約、遊休農地の発生防止、解消を、それぞれ推進していくなど、主に現地での活動を中心に行っていくこととなります。

新しい農業委員の定数は、先ほど森議員おっしゃられたように、機動性を高めるために現行 17 名の半数程度、9 名としております。現地活動を行う農地利用最適化推進委員が 13 名加わることによりまして現行より 5 名多い 22 名の定数となります。

農業委員、推進委員それぞれが役割を担いまして、また連携をしていながら、佐川町の農業振興についての課題や解決策などについて活発に議論を行われるような体制となるように充実をさせてまいりたいと考えております。以上です。

4 番（森正彦君）

農地利用最適化委員。この要件、あるいはこれも公募推薦、そういったことで町長が議会の同意を得て任命すると、こういうことになるのでしょうか。

農業委員会事務局長（公文博章君）

お答えいたします。最適化推進委員につきましても、各団体からの推薦それから個人からの推薦、または自薦によりまして応募するわけですが、農業委員が市町村長から任命されることとはちょっと違いまして、最適化推進委員につきましてもは農業委員、農業委員のほうはその最適化推進委員を選任をして委嘱をするという形になります。以上です。

4 番（森正彦君）

農地利用最適化委員は新しい農業委員が任命するという事です。それもやっぱり自薦とか推薦とか、そんなことがあるのですか。それはあんまりないのですか。

農業委員会事務局長（公文博章君）

お答えいたします。最適化推進委員につきましても、選任をされるまでにつきましてもは農業委員と同じ形で、団体からの推薦、個人からの推薦、それから個人からの応募等によって応募をしていただくような形にはなります。

その後の選任の仕方が農業委員のほうと違いまして、最適化推進委員につきましてもは、農業委員が最適化推進委員に委嘱をするとい

う形になります。以上です。

4 番（森正彦君）

その際には、認定農業者とかいったものはどうですか。

農業委員会事務局長（公文博章君）

お答えいたします。農業委員のほうは、議員おっしゃられますように、過半数以上の認定農業者という要件がございますけども、最適化推進委員につきましては、そういう要件はございません。以上です。

4 番（森正彦君）

農業は、佐川町の基幹産業であります。そして農地利用最適化ということ、これは大変重要なことであると思います。実は、佐川町一のですね、農地が広がる斗賀野の平野です、高齢化と米価の低迷で稲作を来年からもうやめるといふ農家が増加しております。その後の水田を耕作する受け手がいなくて困っている、そういう相談が数多く出てきています。

1ヘクタール以上つくっていた人が病気になり、耕作面積を大幅に減らしたことが原因であります。ほかにも年齢的に限界に近い大口の農家も数人います。また耕作の余力があってもですね、つくった米を有利に販売する手立てがない。農協へ出荷すると、一袋6千円程度で赤字になる。損してまで人の田んぼはようつくらんということで、耕作の斡旋も大変難しい状況になっております。

耕作放棄地がどっと出てくる。あちこちの田んぼが草ぼうぼう、美しい田舎の原風景が乱れる、あるいは有害鳥獣や害虫が増加する、また火災や災害時の危険性も増してくる。こういったことが予測されます。今まで何とか持ちこたえてきたものが耐えきれなくなって堰が切れてしまったような状態になる。もうそういったことがそこへ来ているように思われます。今までの仕組みでは耐えられない、新しい仕組みをつくらなければならない時期に来ています。新しい農業委員会がその課題に立ち向かわなければならないと思いますが、そういった地域の現状の認識、これをどう捉えているか、お伺いしたいと思います。

農業委員会事務局長（公文博章君）

現状、その斗賀野地区等におきますその現状への認識ということでお答えさせていただきます。

斗賀野地区におきまして、ことしの天候不順などの影響もありま

して農業をやめようとしている農家の方が多くいらっしゃるというお話はお聞きをしております。斗賀野に限らず、町内どこでも出てきている状況になってきていると認識をしております。このように農業をやめていってしまう方が増えていってしまいますと、耕作放棄地もどんどんと増加をしていきます。佐川町の農業が加速的に衰退していくのではないかと、大変懸念しているところでございます。以上です。

4 番（森正彦君）

まさにそのとおりだと思います。この問題、なかなか困難な課題であります。その中で私は、その農地利用につきましては、稲作の維持をどうするか、であると思います。その対策としては、大規模自立農家の育成支援、小口農家への支援、集落営農の推進、法人組織の育成、また生産された米の販売も重要になります。

まず第一は稲作でしたが、米の次はですね、土地利用型の園芸作物の拡大をどうするのか、黒岩のほたる村のような組織の育成も必要ではないかと思われます。ハウス園芸も、個々の農家が規模の拡大ができるような支援やシステムの構築も必要かと思われます。また次世代園芸団地の設置、あるいは農業生産法人や企業の誘致も考えておかなければならないと思います。

なかなか難しい課題ではありますが、この困難な課題に立ち向かうにはやはり人であると思います。新しい農業委員には、認定農業者を過半は登用しなければならないようになっておるようでございますが、斗賀野地区でも優秀な専業農家もいます。女性の登用ということで専業農家の奥さんにも優秀な方がおいでます。また若い新規就農者もいます。黒岩では、多くの若い農業者が活躍しています。そういった人たちが入ってきてくれて、佐川町の新しい農業の仕組みを考えていただければ、大変ありがたいと思うわけでございます。

そういった人の人選をですね、積極的に、早い段階から進めていく必要があると思います。また、その場合ですね、専業農家の妻の場合には認定農業者になってない場合もあると思います。認定農業者に今から認定申請して、間に、これは多分、合わないと思いますね。また新規就農者や、これと思う人がその認定農業者になっていない場合もあるかと思われます。そういった場合のですね、特認の要項はあるのかをお伺いします。

農業委員会事務局長（公文博章君）

お答えいたします。先ほど森議員のおっしゃられましたように、農業委員には優秀な地域の方になっていただきたいという思いがございます。新しい農業委員につきましては、農業に積極的に取り組んでいる担い手の意見が農業委員会の運営に的確に反映されるような、佐川町の農業をよい方向に導いてくれるような、若いやる気のある優秀な農業者に、できるだけ携わっていただきたいと考えております。

ただ農業委員は、推薦応募された方より選任をするということになっておりますので、そういった方を団体に推薦をしていただいたり、応募をしていただけるように早い段階で積極的に地域の農業者の方にもお話をしていく必要があると考えております。

あと、その認定農業者の件でございます。新しい農業委員には、農業に積極的に取り組んでいる担い手の意見が農業委員会の運営に的確に反映されるように、原則、過半以上の認定農業者を充てるとの要件がございます。ただその、なかなかこの運用が難しいところでありまして、ただ例外も設けられております。例えば、認定農業者であった者というものも容認をされております。また認定農業者の行う耕作または養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該農業者の親族というものもあります。ですから、一緒に農業の経営をされている親族の方も要件を満たしているという考えであろうと思っております。

できるだけ優秀で意欲のある方を選任できればと考えております。以上でございます。

4番（森正彦君）

認定農業者でなくても、認定農業者とともに経営に従事しておると、その親族ということで、女性の方は入っていけると。奥さんが入っていけるということになるかと思えます。

ただ新規就農者については、新規就農してから認定農業者になるまでの、なかなかそこまでいってない方もおるかと思えます。現在、経営は軌道に乗っていても。そういった方なんかも一緒の方がおいでますけれども、そういった方の入る余地、過半ですから、過半の残り半分へ入れればいいわけですけれども、そういったことの例外的なものはないでしょうか。

農業委員会事務局長（公文博章君）

認定農業者を過半にという原則がございまして、過半はどうして

もその認定農業者、もしくは先ほど言いました例外的なものが要件を満たすものでなければいけないと考えております。ただ認定農業者につきましては、どういう形で認定農業者になるのかというところでは、農業経営改善計画をその農業者が作成をしまして、5年後の経営改善目標を記載しました農業経営改善計画を作成しまして、それを市町村が作成する基本構想に照らして市町村が認定すると。認定すると、その認定農業者と認められるということになりますので、何年間の期間が要るとかそういうことではございませんので、こういう要件を満たしていただければ、認定農業者という形にはなりません。以上でございます。

4 番（森正彦君）

しかし3月ということになると、なかなか厳しいですね。7月なら間に合う可能性もありますけれども。それはわかりました。

新しい農業委員会が来年7月に発足します。農業、農村の存亡の危機と思われるほどの大変な時期に今差しかかっていると思います。この難局を行政、農業者が、地域が一体となって立ち向かっていかなければならないと思います。通告はしておりませんでした。最後にですね、新しい農業委員会、これからの農業について、町長、思いがありましたら簡単で構いませんので、ありましたらで構いませんがお願いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

ありがとうございます。まずはですね、現在の17名の農業委員さん含め、これまで佐川町の農業委員会の活動を支えていただいた皆さんに、この場をお借りして御礼を申し上げたいというふうに思います。本当にありがたいことだなあというふうに思っております。

来年7月20日から新しい農業委員として発足をします。佐川町の農地面積でいきますと、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん合わせて22名が最大の数だというふうに聞いております。私のほうでもそういう認識をしておりますが、その中で農業委員さん9名、推進委員さん13名、合わせて22名。最大の数の農業委員の体制で臨むという決断をさせていただきました。

今回、定数につきまして、議会の皆さんに議案として提出をさせていただいてますが、やはり、この中山間地域である佐川町において、やっぱり農業振興をしっかりと今後取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。それも、現場での声をしっか

りと吸い上げる農地利用最適化推進委員さんの役割、結構大変だろうなあ、大切だなあというふうに思っております。そういう意味で13名ということで農業委員さんより多く人数を、今回提案をさせていただいております。

やはり現場の声を聞きながら、佐川町全体として農業振興、どのような方針を立てていったらいいか、ということをお農業委員会の総会においてですね、認定農業者並びに有識者の皆さん、農業には直接かかわってないけども、例えば流通のほうに詳しい方の御意見をお伺いするなどして、やはり佐川町の今後の農業の方針をしっかりと見定めて、チーム佐川で全体一丸となって農業振興に取り組んでいかなければいけないなあと思っております。

来年からは、現在の尾川のたいこ岩の集落活動センターも含めて、全て4カ所で集落活動センターが活動を開始します。集落営農の取り組み、また集落営農という枠にとらわれずに集落活動センターでの集落の農業の取り組み、このあたりも大切になってくるのではないかなあというふうに思っておりますので、多角的に、いろいろな面で佐川町の農業振興を図っていける、そういう体制ができればいいなど、その核となるのが7月20日からスタートする新しい農業委員、農地利用最適化推進委員さん、この組織になると思っておりますので、ぜひ議員の皆様にも御支援をいただければなというふうに思っております。以上です。

4番（森正彦君）

ありがとうございます。私も、今までの農業委員さん、一筆調査なんかで大変御苦労なさっておられたということも認識をしておるところでございます。それから先ほど、町長からありましたが、集落活動センター、やはり地域の経済、それから地域をどう維持していくかということに関しては、集落活動センターの大きな課題であると思います。そういう集落活動センター、集落支援員、地域、農業委員会一体となってですね、町の重要な基幹産業の農業振興に知恵を出し、汗をかき、努力をしていかなければならないと思います。とにかくみんなで頑張らないかんということだと思っております。ていねいな御答弁ありがとうございます。

次に、不登校の取り組みについて、お伺いします。

9月の定例会で、不登校の取り組みについて質問をさせていただきました。その際にですね、早期の取り組みが重要との答弁があり

ました。早期の取り組みの具体策をお伺いしたいと思いますが、その前に、不登校の現状を確認したいと思いますので、その数字をお願いします。

教育長（川井正一君）

不登校の現状についてお答えさせていただきます。9月議会では、私のほうから平成26年度のデータについて答弁させていただきました。まず、平成26年度と、それからその後この10月に、平成27年度のデータが公表されましたので、その対比で答弁をさせていただきますと思います。

まず、平成26年度佐川町の不登校の数は12名でした。これを児童、子供千人当たりには換算しますと13.2人ということになっております。それから県が、平成26年度は785人でした。これを千人当たりには換算しますと15.6人。そして全国は12万2,902人ということで千人当たりが12.1人。これが26年度のデータでございます。なお、全国は国立、公立、私立を含めたデータになっております。佐川町と高知県は、公立の小中学校の数字でございます。

それで平成27年度の数字でございます。佐川町は3人増えてまして15人となっております。これを千人当たりには直しますと、16.7人。県は789人。千人当たりには直しますと16.0人。国が12万6,009人。千人当たりで直しますと12.6ということでございます。

佐川町が3人増えてます要因としましては、平成27年度に2人転校生が、もともと前の学校で不登校であった転校生が2人佐川町へ転校してきたということで2名増えたというのがございます。それからもう1つは、小学校1年生で、平成27年度不登校が1人出たわけなんですけど、この子は保育のときから登園したり登園しなかったりという、そういった不登校、学校に上がりませんと不登校になるわけなんですけど、そういった状態の子が小学校に来た。それで3人増えておると、これが現状でございます。以上でございます。

4番（森正彦君）

そういった要因もありますが、相変わらず高い水準ではあるかと思えます。特別に高いかどうか、それもその数字、あるいはそれからその時期というのものもあるかというふうに思いますが、この不登校、やっぱり子供にとっても親にとっても、本当につらいことだと思われれます。この不登校は学力や進路保障、将来の生き方や生活の水準にも影響を与えます。大変重要な課題であります。

少し確認をしておきたいと思いますが不登校の原因について、どのようなことがあるか、お答え願いたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。平成 27 年度の 15 人について、その、ちょっと原因を申し上げます。

まず、家庭の関係。これ学校がその面談等で把握しているということでございますが、家庭関係が 7 人。友人関係、これははじめを除く友人関係ということですが、これが 3 人。それから学業不振が 4 名、それから入学時の不適応が 1 名という分類になっておりますが、ただ、それぞれ複合してる場合もございます。必ずしもその家庭関係で 7 人は、家庭の関係だけではなくほかの要因も若干含まれて複合の要因もございます。以上でございます。

4 番（森正彦君）

先ほど教育長も申されましたが、不登校の原因はさまざまで、複数の原因が絡んでいることも多いようであります。28 年 3 月に県の教育委員会から出された、不登校の予防対応のために、というものがありまして、その中で、先ほど言われた原因があります。

友人関係をめぐる問題、あるいは学業の不振、教職員との関係をめぐる問題、生徒自身や家庭の問題をめぐる問題が多いようです。佐川町では生徒自身や家庭をめぐる問題が多いという調査結果になっておるようでございます。

その中に学業不振とかいうのもありますし、友人関係もあります。こういった現状と原因の確認ができましたが、そこで早期の取り組みが必要と 9 月議会で言われましたが、その具体策をお願いしたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。不登校への早期取り組みという、これは何よりも重要でございます。不登校は特定の子供に特有の問題があるから起こるのではなく、どの子にも起こり得るものであるとの基本的認識のもと、日ごろから子供の生活全般の様子、心身の健康状態、不安、悩み等の把握に努め、不登校の兆候を見逃さない取り組みが必要です。

具体的には、理由のない欠席や遅刻、早退が増えた、忘れ物が多い、顔色が悪い、休み時間に孤立している、成績が低下しているといった子供が発するサインを見逃さないことが重要でございます。

さらに、それぞれ学校において年2回実施しております学校生活アンケート調査やQUアンケート調査の結果を分析するなどして、不登校の兆候をまずは見逃さない、そのことが大事でございます。

こうした取り組みを進めるなか、気になる子供を発見した場合には、教職員の声かけや面談により、あなたのことを大切に思っているとのメッセージを伝えることを通じて、子供の不安解消に努めるとともに、学校全体で情報を共有し、組織的な早期対応により不登校の未然防止に努めることが重要であると考えております。以上でございます。

4番（森正彦君）

先ほど、子供からのサインを見逃さないと。そして気づく、気づいた場合には、教職員全体でチーム学校というような対応をしていくということになっているというふうに受け取ったわけでございます。まさにそのとおりだと思います。そのようなことが現場で実際にできているかなあという部分も私自身にはあります。

ここに、不登校は99%解決するという本があります。この本の中ではですね、子供に自信を持たせる、子供のよさを見つけてそして褒め言葉のシャワーを浴びせる、そういった内容のもので、子供の自尊心を育ててみずからが行動できるようになる、というこれはスクールカウンセラーの森田直樹さんの本です。

この本のように、そうは簡単にはいかんかもしれん。あるいはそんな本を読んで鵜呑みにしてとかいうことも私もちょっと心配をするわけですが、またほかにもですね、いのの教育委員会がアドバイザーを九州から雇われております。この前高知新聞に載っております。菊池省三さんという方です。その先生もやっぱり褒め言葉、褒め言葉のシャワーというものを使っております。そういったことのなかでのですね、現場でこういったことが最近浸透しているのか、最近特にその褒めて育てるというのが主流のようです。また授業においても、考え、みずから考えるという授業が主流のようです。そういったことが浸透しているかなあというのが非常にちょっと、疑問を持っておるわけでございます。

この不登校99%は、佐川の図書館にあります。それからこの菊池先生は、これは高知の市民図書館ですが、そのようにこう、そういう考え方があるということもやっぱりみんなで勉強していく、今のやり方を共有していくというのが大事だと思います。

不登校についてはですね、やっぱり早期発見、早期治療。不登校やその予兆がある児童に対して、誰がどのように対応したらよいかということになるかと思います。早期となると、小学校の段階で早期発見早期治療が大事だと思いますが、その小学校でのですね段階から取り組む、それはどのような手段があるでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、菊池先生の話とかその本の話がございましたが、今、佐川町で不登校が一番多い学校は残念ながら佐川中学校でございますが、あその場合、鳴門教育大学の先生をお招きしまして、また臨床心理士のスーパーバイザーであります濱川先生もお越しいただいて、いろんなアドバイスを受けてやっておりますが、その中で、先ほど言われました、褒める、これを徹底的にやっております。やり方としてはボイスシャワーという言い方で、学校は取り組んでおります。やはり基本は、子どもたちをまず認めてあげる。そこが自尊心ということになるかと思いますが、それをやっていくことが重要であると思っております。

そういった中、一つにはやはり教職員の不登校に対する認識を高める、これ非常に重要なことでございます。ことし、毎年やってるんですが、4月に町内全ての教職員を集めまして教職員研修をやっております。ことしは佐川中学校に入らせていただいております鳴門教育大学の久我先生をお招きしまして、児童生徒理解について研修を行いました。これは、いじめ、不登校の改善につながる中身で研修を行っております。来年度につきましても、先生はかわるんですが、児童生徒理解、そういったもので研修をやり、まず教職員の資質、指導力の向上を図るということに取り組んでおります。

また一方、不登校対応とか教育相談技術について、臨床心理士でありますとか、スクールカウンセラーなどを講師とする実践事例を活用した校内研修会も各校で順次開催しております。こういったことによって、教職員のスキルアップに努めております。

そういった中で、小学校段階から不登校を減らすということは当然必要なことでございます。基本は、先ほど言いました小学校段階から子供の発するサインを見逃さない。そういう取り組みをしていくということになるんですが、具体的にまずは、不登校というよりもまず、不登校にならない魅力ある学校づくり、これをやるのが基本だと思っております。学校が楽しい、学校に行きたいと思うこと

ができる学校づくり、学級づくりを進めることが必要です。

そのためには日ごろから、子供と教職員の信頼関係、先ほど森議員さんが言われましたとおり信頼関係や子供同士の人間関係の構築に留意して、一人一人が大切にされる安心できる環境をつくること、これが重要であると考えております。

あわせて授業改善に努め、学業不振というものが不登校の要因にもなっておりますので、できる、わかった、を実感できる、わかる楽しい授業づくりを進めるとともに、子供のよさを見つけ、望ましい行為に対しては肯定的な評価を下す、返すということも大切です。こういった基本的な取り組みを小学校段階から進めることによって、新たな不登校を、とにかく発生させない。これが不登校を減らす出発点であるというふうに思っております。以上でございます。

4番（森正彦君）

私は素人ですので、余り口幅ったい評価はできませんが、今、教育長の言われたとおりだと思います。やっぱり魅力のある学校、あるいは魅力ある授業内容、楽しい学校、そういったものを構築していく。そういう中でやっぱり、特に学業不振、友人関係、こういったものを取り除きますと、全てうまくいくと半分になる。そういうことだと思います。それをすれば、全体の学力も上がってくるということに必ずなってくると思うわけでございます。

先ほど、研修のお話がありましたが、若干問題のあるお子様に対して学習支援員をつけてくださっておりますが、この人の役割って大変重要だと思うわけでございます。この支援員の研修、県の主催で年2回、半日程度あるようでございますが、いろんなケースがあるわけでございますし、そういうケースカンファレンスというか、そういうケースを例にしながらですね、やはり町独自でですね、学期に1回ぐらいプラスして研修していくというようなことも必要じゃないかと思いますが、そのあたりはいかがでしょう。

教育長（川井正一君）

支援員を対象にした研修会は、県ではなくてですね、高岡地区の教育委員会の連合会組織がございまして、そこで年2回開催しております。で私どもの支援員全員、それ出席するように学校に話をして配慮していただいております。それとまた町が実施します全教職員を対象にした年1回の研修会、これにも支援員の方にも出席していただくようにしております。それから、あと各校で校内研修という

ことでやります。それ、先ほど言いましたようにスクールカウンセラーの方に入っていて、あるいは濱川先生なんかを、スーパーバイザーをお呼びしてやる場合もございます。そういった場に支援員の方もぜひ、今後出席さすような話も学校にしまして、学校がトータルとして子供に支援員を含めた適切な対応ができるように、今後学校に話をしていきたいと思っております。以上です。

4 番（森正彦君）

学習支援員の役割の認識っていうものは、その高岡郡の年2回の会で十分研修されているとは思いますが、やはり繰り返し、その役割、担任との分担の仕方、そういったことなんかもやっぱり徹底して行ってあげたらですね、成果が上がってくるんじゃないかというふうに思われます。またその問題あるお子さんに対してですね、ケースカンファレンスというか、病気やったらありますよね、こういう治療をしてこういう薬を与えた、その効き目がどうだったかという会議、その繰り返し、PDCAをやっていくという、病院のほうはあるようでございますが、そういったことも、やっぱり実施していく必要があるかと思えます。

これ、不登校のことにつきましては、本当にさまざまな要因が、複雑かどうかわかりませんが、絡まって行って、風邪を治すように簡単にはいかないことは私も十分承知しています。先ほど言いましたように、対策はあると思えます。子供一人一人に寄り添って対策をとって行って立ち直った例もたくさんあると聞いております。そういった事例研究、事例研究をして対策を徹底すべきというふうに思えます。

いろいろ言わせていただきまして、また聞かせてもいただきました。教育に関しては本当に素人の意見もあったかとは思いますが。しかし、高い水準にある不登校の現状改善は、避けて通るわけにはいかないと思えます。学校の現場の努力が欠かせないと思えます。

しかし、学校現場は本当に大変でございます。先生も苦労されています。そういう中で専門的な対応、あるいは家庭への対応、事例対応の研究となると、とても無理ではないかと。先生にそういったことを押しつけるのは大変無理があるというふうに思うわけでございます。

今、その不登校になった児童の居場所、勉強の場所として教育集会所があります。これは、そこで不登校になる前の対応とか、先生

の指導、事例に対する研究や助言をする機関、立場でないというふうに捉えておりますが、それはそのような認識でよろしいでしょうか。

教育長（川井正一君）

不登校の未然防止という視点とは一つ違っておると思います。現実には不登校である子供が、まずは家に閉じこもっている。それを一歩でも二歩でも改善させるために、まずは教育集会所へ、次は学校の保健室へ、そして教室へと、学校復帰につながる一つの段階、ステップであると思っております。やはり基本はまず学校において不登校を発生させない、そういった取り組みを学校全体が組織的に行う、これにつきると思っております。

まだまだ学校現場非常に、先ほど森議員さんがおっしゃったとおり多忙化が言われる中で、さまざまな取り組みをしております。ただその中において、不登校の兆候のある子に対しては、少なくとも学校は声かけをしたり、家庭訪問をしたり、そういった初期対応は今、多忙化の言われる中でもきっちりそれやられております。

今後、そういった学校の取り組みと、そういった例えば臨床心理士、スクールカウンセラー、それから専門家の助言をいただいて、その子に応じた適切な対応につなげていく、さらには心の教育センターでありますとか医療機関、そういったものと連携して、さらに、例えば佐川町は地域支援ネットワークがございます。家庭への支援が必要な場合にはそういったネットワークも活用して、やはりさまざまな機関の支援をいただきながら、チームとして取り組みを進めることが重要ではないかと思っておりますので、今後ともそういった点に留意しながら、学校と十分話をしていきたいと思っております。以上でございます。

4番（森正彦君）

教育集会所では、不登校の生徒をどうやってクラスへ復帰させるかというようなことで努力されてくださっておるというふうに伺っておりますのでございます。

先ほどから言いますが、大変難しい課題、問題でありますのでですね、やっぱり私が、この問題をですね勉強する中で行き着いたのは、やっぱり教育研究所の設置ではないだろうかと思いました。いの町、仁淀川町、須崎市、中土佐町、土佐市、近隣の市や町の大半で設置しています。

この教育研究所の設置、これは不登校だけやなくて、やっぱり学校のさまざまな問題を研究していく。もちろん学力の向上もあります。楽しい学校づくり、そういったこともあると思います。こういった悩んでいる子供が多い、現在もその学級崩壊に近い状態のクラスも町内にはあるわけでございます。そういったところへやっぱり適切な指導、助言、あるいは協力、支援、そういったことをしてあげるといことが、佐川の子供たちを支援する、幸せのために、ということになると思います。この教育研究所の設置、私は急務であると思いますが、その辺の考えについてはいかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。現在、全ての市に教育研究所がございます。あと、町村で教育研究所を持っておりますのは、あと、先ほど御指摘があったところ以外で高岡郡では四万十町も持っております。見てみますと、総じて合併した町村が持つておるといふうな状況で、合併した際に、教育の施策充実のために教育研究所を設置したのかなというふうな捉え方もしておるんですが、やはり、教育研究所というのは、さまざまな役割を果たす非常に重要な機能を持つておるものと私自身も認識しております。

不登校に限らず、先ほど言われたように、学力、知、徳、体、全ての面について、しっかりした現状分析のもと、施策を立てて、それを学校支援していくという大きな役割を担っておりますので、私自身も教育研究所ができることは望ましいことであると考えておりました、今後その設立に向けて努力はしていきたいと考えております。以上でございます。

4番（森正彦君）

ありがとうございます。私、先日、教育集会所の生徒の皆さんがですね、料理実習をしているところへ入らせていただきました。芋のきんとんをつくっているように見えたので「それ、お芋」って言うと、「これがお芋に見える、見えます」って、「違うで」と言ってげらげら笑われました。本当にすごく楽しそうでいい笑顔でした。この子供たちのこの笑顔をずっと耐えないように、クラスのみんなと一緒に笑えるようになってもらいたいなあと、本当に思ったことでした。教育研究所も、今、必要を認めて、今後研究していきたいということですので、どうかよろしく願いしていただきたいと思います。

本当に十分な知識や調査のできてない質問に対して丁寧な答弁をしていただきまして、ありがとうございます。これで、私の質問を終わらせていただきます。

議長（藤原健祐君）

以上で、4番、森正彦君の一般質問を終わります。

ここで、55分まで休憩します。

休憩 午後2時45分

再開 午後2時55分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

10番、永田耕朗君の発言を許します。

10番（永田耕朗君）

永田でございます。よろしくお願ひいたします。今回は、ごく身近な問題をお尋ねをしたいと思いますが。通告順にまず、要望、要望書についてであります。

以前から佐川町におきましては、町長宛ての要望書というものがあるわけでありまして、今は自治会長、あるいは水利組合長とか、いろんな団体の長の名前で要望が出されていると思うわけでありまして、要望書を見てもみますと、農道あるいは水路、頭首工、舗装改良、修繕その他となっておりますが、私が現場の声を聞くと、山間地域におきましては、土水路の維持管理が大変な状況になっておりまして、イノシシ等に荒らされて土水路が壊されて、人力では水路へ水を通すということが非常に困難になっておるところが至るところにあるわけでございます。

高齢化ということも1つの要因でありますけれども、このまま土水路が改良されなければ、耕作放棄地が急速に拡大すると思われるわけでありまして、農道や土水路の改良要望については、小さいものから大きな事業まで多種であろうと思いますけれども、町単でできるもの、あるいは補助事業でなければできないものと、いろいろあると思いますけれども、毎年全部の要望に応えるというのはなかなか難しいかもしれませぬけれども、3年も4年もたっているのに何もやってくれんというような声を多々聞くわけでありまして。

住民からの要望書に対する対応、状況はどのようになっているのか、建設課長にお尋ねをいたします。

産業建設課長（公文博章君）

工事要望についてお答えをいたします。工事の要望箇所につきましては、地域主体で施工していただく材料支給事業と役場主体で施工する工事要望がございます。材料支給事業につきましては、多くの要望がありまして、全てに対して対応できていない状況にありますので年度分割して支給をするなど、予算の範囲内で対応しているところです。

事業化をして工事を実施していくような地区からの要望につきましては、要望地区の事情を聞き取りまして、現地を確認した上で事業化ができるかの検討をしていきます。事業化をする場合には、国、県の補助事業を活用できるものはできるだけ補助事業に申請していきませんが、補助事業の要件を満足できないものについては町単独での事業化を検討しております。

補助事業を活用する箇所につきましては、計画書に基づいて計画的かつ着実に実行できるように所管する国や県などの機関に対して要望しておるところですが、要求どおりの割り当てがされずに計画どおりに実施ができなくなり御迷惑をおかけしている箇所もございます。

町単独費で対応する箇所につきましては、予算の範囲内におきまして、計画的に実施をしていっているところがございます。以上でございます。

10 番（永田耕朗君）

材料支給また町単独補助事業というようなことで、いろいろなやり方があるかと思えますけれども、建設課長も県の方で、あっさり言えば町外の方でありまして、佐川町の地域の現況というのは余り詳しくないというのが当然であろうと思いましたので、先日、課長には要望の出ている現場を何か所かは見ていただきました。

もともと土水路で維持が大変だったのに加えて、イノシシの増加、あるいは水路が壊れて修復できない。一生懸命、山間地域で田んぼをつくってきた、米の収益は少ないかもしれないけれども、今、米農家を見捨てることはできないと考えるわけではありますが。現場の状況には待ったなしの状況でありまして、農道や土水路の整備に取り組まなければならないと考えるわけではありますが。

担当がいくら現場へ足を運んでも、財源、予算がなければ事業ができないのは当然でありまして、これから来年度の予算編成の時期を迎えるわけでありますが、町長、4年任期の最終年度、今までの積み残しのこういった地域の要望に対して、取り組む考えをお聞かせいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問をいただきましてありがとうございます。永田議員のおっしゃるように、全ての要望に迅速にお答えができてないというのが現状であります。私が確認したところでありまして、平成26年度の要望もまだ対応できなくて残っているものもあるという報告を受けております。

来年度の予算に向けましては、産業建設課のほうからしっかりと内容を把握した上で、総務課、財政のほうとも協議をした上で、できるだけ積み残しがないように予算措置をして前向きに取り組んでいきたいというふうに思っております。

ただ、全てを全部来年度ということは難しいと思いますが、優先的にですね、年数がたっているもの、緊急性を要するものをしっかり選んで、例年の予算よりは少しでも多く予算づけができるように、しっかりと検討していきたいというふうに思っております。以上です。

10番（永田耕朗君）

積み残しの事業に対しては取り組むというような御答弁でございましたが。非常に、この要望というのは箇所が多いわけでありまして、9月議会の西村議員に対しての答弁で、課長がここ3年の平均で年度に170カ所の要望があるというような説明でありまして、それに確か6割くらいが対応できておるとというような答弁であったように覚えておりますが、そうすると、残り4割というものがどうなるかと。だんだんだんだん積み残しになっていくのか、補助事業でそういう施策を担当課で考えている部分もあろうかと思えますけれども、長いものは、住民の声を聞きますと、4年あるいは5年たっておるとというようなことで、この間建設課長にもそういう現場に足を運んでいただきました。

そうした現場を見ていただくことによってまた、予算要求、積極的な予算要求もしていただけるものではないかと私どもは考えておりますが、何と云っても町長が頭を縦に振らんことには予算が確

保できんということでもあります。

農業振興、いろいろありますけれども、今、新規就農あるいはニラとかいろんな、レンタルハウスとか、脚光を浴びるような花形のものがありますけれども、その底辺で、山間地域で細々と田んぼを耕してきた、稲を、水田をつくってきた、今その水田が耕作放棄地になるかどうかという瀬戸際であろうと考えるわけでありまして、自伐林業、これも重要であろうと思っておりますけれども、山の手入れをする一方では、そういった、山間地域の水田や畑が、土水路、農道の整備の遅れによりまして耕作放棄地が増えていくということになりますと、いくら山の手入れをしても、片ひらで農地が減少していくというようなことになりますと、せっかくの自伐林業の効果が薄れてくるのではないかと考えるわけでもあります。

一例を申しますと、以前は佐川町にお茶が重要な農業産業でありまして、200ヘクタール以上のものが佐川町に茶畑があったわけがありますけれども。今一番耕作放棄地になっておるのが、この茶畑であります。茶畑が全部捨てられた。ほんの3年、4年の間にあっという間に大きな山になってしまって、二度と再生ができないというような状況になるわけでありまして、やっぱり何としてでも耕作放棄地にならないような手立て、支援を行政のほうがするべきじゃないかと考えるわけでありまして、今回、このような12月予算編成に向けての、町長に対しての現場の状況をお伝えしたいという思いで、建設課長と現場を回りました。

ぜひとも、これから予算編成に向けて、担当課のほうからある程度そういった地域の要望というものが出されると思っておりますので、ぜひともお目通しをいただきたいと考えるわけでもあります。

農業振興の予算の中には、ファブリダムのような大きな予算を費やさなければならないというようなことで、そういうようなものが入っております、小さな箇所の要望の予算が届かないというようなこともございまして、そこら辺も含めて全体の予算編成を見ていただきたいと思っておりますが、もう一度、町長、ひとつ予算につきまして見解をお願いいたします。

町長（堀見和道君）

ありがとうございます。永田議員のおっしゃるように、本当に小さな事を大切にしていってというのは、すごく大切だなあというふうに思っております。大きな事にだけ目が行きがちで、やっぱり足

もとをしっかりと見つめて手を打っていくということは大切だなあというふうに思っております。

予算に関しましては、産業建設課課長も総務課の課長も今この場におりますので、しっかりと、産業建設課のほうは要望として出してもらいたいなというふうに思っております。私がですね、この予算について何か私の一声でっていうのをここ3年間ほとんどやっておりますので、財政のほうで、かなり厳しく査定をしております。

その中で、しっかりと、産業建設課が要望を出してですね、これはやっぱり地元の声なので、来年度これだけの予算欲しいんだということを書いていただいて、財政としっかりと協議をした結果、もう少し何とかしてほしいということで私のところに来たらですね、やっぱり、しっかりと内容を見ながら、前向きに判断をしたいなあというふうに思っております。永田議員おっしゃるように、一生懸命農業に取り組まれている方、安心して農業に取り組めるように、できることはしっかりと手をつけていきたいというふうに思っておりますので、前向きに取り組んでいきたいというふうに思います。以上です。

副町長（村田豊昭君）

町単が遅れているという永田議員さんの御質問にお答えしたいと思っております。基本的には来年度予算におきまして、町長のほうが、できるだけちょっと多めにやるという基本姿勢でしたが。去年の査定でちょっと私が財政と話したときに、まず、繰り越しが9億ありました。それから大きな事業も集活とかいっぱい、ことしの御存じのような霧生関の問題とか、そういういろんな、それから耐震性の問題とか、いろんな事業がある上へ災害がちょっと繰り越しもありまして、これ人員的にちょっと、組んでもだめだでセーブをかけた、去年はそういう査定の流れがございます。

けど、御指摘のように、中山間とか、そういうイノシシのが、高齢化の問題でもなかなかようせんよという御意見もお聞きしておりますので、町長の趣旨を踏まえまして、先ほど町長が言ったような財政とか産業建設課との調整、いわゆる優先順位とかその辺、これ何年も前から待たしたというものも含めまして、また調整をさせていただきたいと存じております。以上です。

10番（永田耕朗君）

町長また副町長から詳しく御答弁いただきました。今の建設課長が積み残しておるという意味じゃなくて、前建設課長もこの場におりますが、以前からそういうようなものが、何らかの理由があろうと思いますけれども。それぞれ、住民の要望に対して積み残しの部分があったということでございますが、今、来年の予算に向けては明るい展望が聞けましたので、建設課としてもぜひとも住民の要望に対して、これから取り組んでいただきたいと思いますとお願いをしておきます。

続きまして2点目であります。街路灯の耐震化あるいはLED化ということで、3月議会にもお尋ねをいたしました。その3月議会のときに、詳しい詳細につきましては申し上げておりますので、ここでは3月議会の答弁に基づいて前課長の答弁は補助事業を調べ、協議をすると。また町長は、大切な部分だと思う、検討したいと思う、との答弁でありましたが、担当課長も4月からかわられているわけでありまして、ことしになってどのような街路灯の耐震化あるいはLED化についての協議がなされているのか、今後の見通しも含めてお聞かせをいただきたいと思います。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。街路灯は、照明、防犯の役割を兼ねたものとして、地域の住民が安全・安心に生活ができる環境の維持に大きく貢献をしております。

町内商店街の街路灯も設置してから相当年数経過しておりますので、一部破損も見受けられます。この街路灯が地震時の後に倒壊するようなことがあれば、道路の通行に支障が出るばかりか人的被害につながり、尊い命を失う可能性もございます。

このことから、老朽化をしている街路灯の耐震対策と消費電力量の軽減を目的としまして、平成26年度に有利な国庫補助事業を活用して対策を実施することを商工会とともに検討いたしましたが、そのときには事業化の実現には至らなかった経緯がございます。

その後、新たな事業を模索しておりましたが、今年度は当時のような有利な事業がない状況でして、現在まで対策が実現できておりません。永田議員からも、早期の事業化実現に向けまして熱心な要望をいただいておりますことから、町としましても、本年度に入りまして四国経済産業局や財務省高知財務事務所に佐川町の実情を訴えて、街路灯の耐震化や省エネに要する経費を支援していただ

るように要望をしてまいりました。

引き続き、関係機関への要望を続けていくとともに、有利な補助事業などの情報収集に努めまして、早期の街路灯整備の事業化に向けまして、前向きに取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

10 番（永田耕朗君）

今現在、有利な補助事業がないというような御答弁でありますけれども。この町内の街路灯は、古いものは昭和 57 年から始まって、平成 7 年までの間に県と町の補助で設置をされたものであり、現在は 7 商店街で電気代の負担も含めて管理をしておるわけでありましてけれども。これが商工会の財産ではないわけでありまして。したがって、この耐震化あるいは LED 化ということは自治体がやるべきじゃないかと考えるわけでありましてけれども、町長、その辺の認識はいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。自治体やるのか商工会やるのか、どちらがやるべきなのかっていうのの答えはなかなか難しいと思います。

ただ平成 26 年度のときの国の補助事業につきましては、事業主体は商工会ということになっておりましたので、国のお金、県のお金、町のお金を商工会に補助金として出して、商工会も関係する商店街組合、街路灯の組合のほうに事業として国、県、町のお金を出すという、そういう枠組みで進んでましたので、事業主体は商工会ということになっておりました。

ただ、住民の皆さんの安全・安心も守るといふ、町道に関しては道路管理者としての町の立場もありますので、町と商工会、商店街の皆さんと一緒に知恵を絞って、この街路灯の耐震化、LED 化には取り組みをしていきたいというふうに考えております。以上です。

10 番（永田耕朗君）

事業主体は商工会ということですが、前回、26 年度に商工会が補助申請をしておりましたことにつきましては、越知はその年にできたわけでありましてけれども、この商工会がどうして取り下げたかという、町のほうが事業費の立てかえというものができないということで、商工会ではとてもその事業費の補助金に対しての一時立てかえが、商工会としては多額でありまして、理事の皆さんに

も諮りましたけれども、理事が保障して立てかえということが困難ということで取り下げに至ったわけでありまして、越知町のように、行政が全額立てかえてくれたならば事業ができたということを私は認識しておりますけれども。それはそのときの流れでありまして、今さらそれを蒸し返してもどうしようもないと考えるわけですが。

今、町としても防災・減災対策、あるいは住宅耐震化支援事業、また防災まちづくりサロンとか、防災家族会議とか、いろいろなものに取り組んでおりまして、防災に対しての声かけは積極的に出されておりますけれども。この災害が発生した後の救援ということを考えたときに、今の街路灯のままでは道路に落下をし、緊急車両の通行を妨げるということになりますと、助かる命を救えなくなる状態が起るかもしれない。それを心配をするわけでありまして。

大地震がいつ起るかもしれないし、これはもうあす起るかもしれない。そういったことで、防災への声かけがあっても対策ができていなければ、被害の拡大につながると考えるわけでありまして、町長の行政報告の中でも住宅耐震化事業で、1人でも多くの町民の命を守るためと言われたわけでありまして。災害時の救援対策を考えたときには、早期に、この街路灯というものの耐震化というものが重要ではないかと考えるわけでありまして。

先ほど、課長の答弁の中で、有利な補助事業がまだ見つかっておらないというようなことを言われましたけれども。補助事業が難しければ、町単独でもできない話ではないと考えるわけでありまして。新設のときには12年かかって7基の工事でこの街路灯というものをやっておるわけでありまして、何年かに分けてやれば、単独でも、そう単年度大きな予算がなくてもできるのではないかと考えるわけでありまして、そういった見方はいかがでしょうか、町長。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。街路灯の耐震化の問題につきましては、やはり1年でも早くやりとげることがいいだろうなあと、いうふうに思っております。今、総務課と産業建設課のほうにです。ね、来年度もしくは再来年度の事業化に向けて検討してほしいということで、私のほうでいろいろ研究をした結果を伝えて、来年度もしくは再来年度に事業化をする方向で検討してくださいということで指示を出したばかりでございます。

耐震化はそういう形で進めていきます。ただLED化につきましては、自治会の街路灯のLED化につきましてもいくばくかは自治会の皆さんにも御負担いただいている部分もありますので、LED化につきまして、商店街の街路灯につきまして町が全て全額というわけにはいかないかもしれませんが、そのあたりも含めてですね、商工会の皆さん、街路灯組合の皆さんとも協議を重ねながら、来年度もしくは再来年度には耐震化、LED化の事業が実施できるように前向きに検討をしていきたいというふうに思っております。担当課には既に指示をしております。以上です。

10 番（永田耕朗君）

やっぱり、再々言いよらんと事が前に進まんとと思いますが、少し、3月に質問し、またこの12月で少し前向きに事が変わってきたなあと感じておりますが。

その耐震化とそれからLED化というのはひとつ、問題が2つあるわけでございまして、今、街路灯の電気代の負担というものは各事業者が負担をしておるわけでありまして、月大体1,400円ぐらいの負担となって、電気代が上がったということで年間1万6千円ぐらいの、事業者が毎年ずっと負担をしておるわけでありまして。

最近、商店街にも廃業とか高齢化というようなことで、この負担が大変厳しいというような声が出てまいりまして、既に商工会に対してもその街路灯組合から、ことし1年は負担をするけれども来年はもう負担をようせん、街路灯組合は解散すると正式に商工会に申し出てきておる組合もあるわけでございまして、これは大変、事が急ぐわけでありまして。

そのLED化にして少しでもその負担を軽減できるということになれば、また流れが変わるかもしれませんが、今のままで行政が何も取り組んでくれないということになれば、各事業者、廃業の方も含めて、負担をようしないというような大きな流れが起こった場合には、商店街が真っ暗がりになりはしないかというようなことでありまして、ぜひとも、早期に耐震化、LED化に取り組んでいただきたいと願うものでありますけれども。今、町長の答弁で少しまた事業者も辛抱するという話になるかもしれませんが、早期に取り組んでいただきたいと思っております。

それと、コミュニティバス。公共交通でありますけれども、2日の町長の行政報告の中で、コミュニティバス1台の入札を実施して

4月から実証運行するということでもあります。という説明がございましたが。実は私も5月までは地域公共交通会議の委員を務めておりましたので、こういった質問を私のほうからするというのはいかなものかと思いましたが、少し疑問を感じる部分があったので、お尋ねをしたいと思います。

既に、地域公共交通網形成計画というのは策定をされておりますが、地域公共交通会議の中で、委員に知らされないまま会議が進められた部分があるわけがございます。私も委員をのいてから知ったことではありますが。それは、タクシー業者の不満あるいは不安というものがあるということでありまして、業者の反対の声が交通会議の中で全く公表されていなかった。したがって、タクシー業者への対策あるいは対応というものが、何ら交通会議では議論をされなかったというように私は感じましたが、現在の交通会議の委員にもそういったことが知らされておらないんじゃないかを感じるわけがあります。

タクシー業者に対しては、交通会議より別の場でそういう話し合いがされておったかもしれませんが。本来ならば、その交通会議の委員全員が、そういう問題点を議論をするべきじゃないかと考えるわけがありますけれども。そこら辺のまず、業者からの不満、不安というようなものが交通会議で公表されなかった理由をお聞かせいただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

永田議員の御質問にお答えをさせていただきます。タクシー業者からの不安や不満の声という御質問ですが、まず、取り組んでおりますコミュニティバスを実際に運行するに当たりまして、絶対に欠かせないのはタクシー事業者やバス事業者への交通事業者の方々への御理解と御協力ということになります。

当町の交通事業者、具体的に言えばですね、近藤ハイヤーさん、しまさきハイヤーさん、明神観光ハイヤーさんの3社のタクシー事業者、そしてバス事業者におきましては黒岩観光を含めた4社の方々ということになります。

そのため、町としましても、よりよい公共交通運営体制を構築することを目的としまして、地域公共交通会議以外に、先ほど永田議員が質問の中にありましたが、今年の2月から、運営体制の協議会、これはタクシー事業者3社とバス事業者1社に入っていただきまし

て4回開催をさせていただいております。

その4業者の方々と協議を重ねておまして、地域公共交通会議の中では、この不安や不満の声は実際には出してはおりません。また減収についてのシミュレーションも実際に行っておりますが、その金額等については、詳しい内容は説明は今のところしてはおりません。以上でございます。

10番（永田耕朗君）

私も、このコミュニティバスの運行に水を差すつもりは全くないわけでありませうけれども。これから実証運行、本格運行ということに進んでまいりますと、公共交通の空白地区の解消あるいは移動手段を持たない人へのサービスは当然向上すると思われるわけでありませうけれども、一方で、当然今までのようなタクシーのお客さんはタクシー会社には望めないと感じるわけでありませう。

そこで実証運行あるいは本格運行に向けては業者に委託というようなことになろうかと思っておりますけれども。どのような計画をお持ちなのか、少しお聞かせいただきたいと思っております。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。まず実証運行につきましては、現在1台の10人乗りのバスを購入する予定としておりますが、本元ですトヨタのディーラーに確認しますと、全国、熊本地震とかの影響がありまして、部品の調達等がちょっと遅くなっておるということをお聞かせしております。そのバスにつきましてもですね、行き先の表示とか運賃箱の装備とか、高齢者の利用が多いとされることから安全性を保つための客席に転倒防止や体勢支持のための手すりの装備など、乗降口に電動格納式の補助ステップなどをつける架装にも時間がかかるとも聞いております。そのため、来年3月から年度をまたがって実証運行をする予定でありましたが、この影響もありまして、実証運行は4月から実施をする予定としております。

そして、この実証運行は極力本格運行と近い形で行わなければ実証の意味が薄くなるという考えのもとにですね、運賃を徴収するとともに、路線ダイヤも本格運行と同じ形で組む予定とさせていただきます。ただし、本格運行は3台で運行しますが、実証運行の段階では1台しかないことから、地区ごとに順番に期間限定で、多少変則的な形態で実施することとなります。

実証運行におきましては、4月から9月まで実施をする予定とし

ております。そして、それを行いまして、利用者の方々に意見を聞く機会を設けまして、できる限り町民の皆様のニーズに対応できるような本格運行に向けての取り組みをしていきたいと思っております。そして、本格運行は、現在のところ来年の10月から予定をしているところでございます。以上です。

10番（永田耕朗君）

委託の方法を。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

委託の方法につきましては、まだ、ちょっと決めてはおりませんが、町の中を巡回するいわゆるぐるりんバスと言われる巡回バスと、あと8路線を計画しております。交通空白地にですね。その路線を順次タクシー業者3社に、まだどの路線ということは決まっておりますが、委託をし、町のほうからの委託料を出すような計画を立てております。

10番（永田耕朗君）

この委託、当然委託ということで運営をされると思うわけでありましてけれども。最終的に本格運行になった場合に3社に委託ということで、コミュニティバスの赤字というようなことになった場合にはどのような方法を考えておるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。コミュニティバスの運営そのものは国、県の補助金をいただきながら、町としても予算を取って、コミュニティバスそのものの運営をしていきます。ですから、乗車賃で全て賄えるわけではなくてですね、町も税金を負担をしてこのコミュニティバスを運行していきます。

それぞれ委託先のタクシー事業者さんに関しましては、これ黒岩観光さんも入ってきますが、現時点ではこのコミュニティバスを走らせることによって、想定されているタクシー事業者さんの売り上げの減収分というものを計算しております。それは、その中から経費等も考慮すると、あらあらの利益としてこのぐらいの利益が下がると想定をしております、というその想定をしっかりとカバーできるように、町からタクシー事業者さんへの運行委託料というのはですね、ある程度国のほうの国土交通省、四国運輸局のほうで決められてる数字がございまして、タクシー事業者さんの減収分をしっかりと補

填をできるような運行委託料を出せるようなキロ当たりの単価をお示しをしております。

具体的には、タクシー事業者さん、運行先、委託先が赤字になって困ることがないように配慮をしていくということで、今、コミュニティバスの事業化を検討しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

10 番（永田耕朗君）

委託のバスの運行につきましては、当然経営保障というようなことになろうかと思っておりますけれども。このコミュニティバスが走ることによって、本体のタクシー事業の赤字というようなことも心配がされるわけでありまして、こういったときにどのような対応ができるのか、多分そのコミュニティバスは委託費用を出して各タクシー会社が運行する、そのことによってタクシー事業本体のお客さんは、かなりの減収になると考えるわけでありまして、そういった本体のタクシー業者の赤字というものが、何らかの支援策があるものかどうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。タクシー事業者さんとはですね、近々の3年間の経営内容も見させていただいております。売り上げはやはり、申しわけないですけど年々下がってきております。その中で、コミュニティバスを走らせることによって減るだろうという数字をですね、シミュレーションをして、本体部分がこれだけ、タクシー事業がこれだけマイナスになりますと。こういう予想をしますということをお出しさせていただいた上で、運行の委託料を算出しております。

仮に、来年度から本格運行をしたときに、1年間通して経営状況を見たときにですね、かなり乖離があった場合には翌年度、運行委託料を見直しをして調整をしていくということになろうかと思っておりますが、単年度でタクシー事業が赤字になったから、じゃあ税金で補填するっていうことは基本的にできないということになっておりますので、しっかりとそこのシミュレーションを見きわめて、そこの部分をタクシー事業者さん、交通事業者さんと合意を得ながら、最終的には来年度本格運行をするときの委託料をしっかりと決めていきたいなというふうに思っております。以上です。

10 番（永田耕朗君）

委託料はこれからということであろうと思いますけれども、ひとつ目先を変えて、町長にお伺いをしますが。町長、就任3年でありますけれども、この3年の間に夜のお店、何軒行きましたか。夜の店への。1軒当たりの重複は別として、何軒くらいのお店へ顔を出されましたか。お構いがなければ御答弁を。

町長（堀見和道君）

行った軒数にしますと、12～13軒ほどかなあというふうに思います。顔を出してる回数はとても多いとは言えませんので、少ない、1回しか顔を出してないお店もありますが、その程度かなあというふうに思っております。以上です。

10番（永田耕朗君）

私、変なことをお聞きしましたけれども。今、佐川の夜の店が約30店舗、30軒あるわけでございまして、できれば町長にもこの全部のお店へ顔を出してあげていただきたいと思っております。

なぜ、そんな話をするかと言いますと、このタクシー事業がなくなると、夜のお店へも大きな影響を与えるわけでありまして、その1つの例が越知町であります。越知町がタクシー業者が1社になって、営業も8時までというようなことで、もう夜のお店は閑古鳥というようなことで、タクシーがいかなったら夜のお店もいかなというようなことで、そういった心配を私もするわけでございまして。

夜のお店といえども住民の、ある面では活力源になっておると思うわけでありまして、佐川に現在30軒のお店があつて、事業者、またそこで働く方々の人員からいけば、地域おこし協力隊よりも多い人がそこで仕事に従事されておるわけでありまして、夜のお店も大変重要であろうと考えるわけでありまして。

そういったことを考えたときに、佐川町のタクシー事業が傾いて経営が成り立たなくなるとタクシー業者が減ってくると、また夜のお店またお酒の消費にも、いろんところで悪循環が出てくるかもしれないので、そこら辺も慎重に、コミュニティバスで交通弱者には大変ありがたいことであつて、交通の、病院通いとか買い物とかというようなことではメリットがあると思いますけれども、片やタクシー業者、またタクシーの運転手、あるいはその家族の生活もあるわけでありまして、そこら辺も慎重に考えながら、民業の圧迫にならないような方法をぜひ検討していただきたいと思っております。

産業建設課の予算編成また街路灯、前向きな返事をいただきまし

たので、質問が早うに進みましたので、これで終わります。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、10番、永田耕朗君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議を、6日の午前9時とします。

本日は、これで延会します。

延会 午後3時4分